

長野県松本市

MATSUMOTOJŌ NINOMARUDOBEI-ATO

史跡松本城二の丸土塹跡

—発掘調査報告書—



2008.3

松本市教育委員会

長野県松本市

MATSUMOTOJŌ NINOMARUDOBEI-ATO

史跡松本城二の丸土塁跡

—発掘調査報告書—

2008.3

松本市教育委員会

序

松本市には、恵まれた自然環境のなかに、数多くの文化遺産が残っています。松本市の象徴としての松本城はその代表的なものであり、後世に継承するための整備が計画的かつ積極的に推進されております。

かつて、松本城二の丸御殿跡を発掘整備いたしました。1979年（昭和54）3月に松本城二の丸御殿跡公園整備委員会を発足させ、翌1980年10月から史跡松本城二の丸御殿跡の発掘と史跡公園整備事業を実施して、1985年（昭和60）3月に完成しました。足掛け7年にもおよぶ大事業でありました。その結果、良好な遺存状況の建物遺構が判明し、往時の御殿の古図に基づく間取りと一致する遺構であることが立証されました。その遺構を埋め戻し、その上に平面復元を施して、史跡公園として市民や観光客に公開してまいりました。

今回の発掘調査では、「松本城およびその周辺整備計画」（平成11年策定）の「二の丸地域の建造物は可能な限り復元する」に基づき、「史跡松本城二の丸東北隅櫓および二の丸東土塁の復元」のための基礎資料を得るために、土壠の基礎と土塁を確認し、その構造を把握することになりました。すなわち二の丸東土壠と土塁を幕末維新期の姿に復元整備しようとするものであります。2002年（平成14年度）の第一次試掘調査から、2005年（平成17年度）の第五次調査まで3区の発掘調査と追加調査を5年間にわたって試みました。

その結果、土壠跡についてはどのトレンチ・調査区においても、明治11年以後の旧裁判所時代の搅乱等により、土壠の痕跡は検出されませんでした。土塁については、全調査地点で明治以降の何度かの削り取りにより土塁の上部は完全に失われていました。土塁の基底部は残存していることが分かり、土塁の基底面（土居敷）での計測値を得ることができました。これらの位置はおおよそ絵図から得た推定位置に近いところでした。また土塁内部の石垣の痕跡と思われる剥木状の木材、裏込め石状の集石、石列が各所で検出されました。これらもおおよそ絵図から推定された位置でした。堀は現在位置よりも2m程度内側であることも判明しました。

しかし、当初の調査目的であった土壠と土塁の復元のための基礎資料を得、その構造をしっかりと把握し、復元可能までの資料を得る段階までには確認できませんでした。今後他の場所での土塁の高さや土居敷の確認ができるれば復元の可能性もでできます。今後の検証に期待したいと思います。

本報告書は、当初の目的を達成すべく発掘調査しその結果の大要をまとめたものです。これを基に広く活用され、歴史・文化財等の理解や今後の整備計画・復元の一助となれば望外の幸いだと思います。

終わりに、今回の史跡松本城二の丸土壠跡の遺構発掘調査および本書の作成にあたりまして、多大なご指導ご協力をいただきました関係各位に心よりの謝意を表して序といたします。

平成20年3月

松本市教育委員会 教育長 伊藤 光

例　言

- 1 本書は、平成14年度～17年度に実施された松本市丸の内4番1号に所在する史跡松本城二の丸跡の発掘調査報告書である。
- 2 本調査は、「松本城およびその周辺整備計画」に係る「二の丸土壠跡および東北隅櫓復元整備事業」の一環として実施した。
- 3 本書の執筆は以下のとおりである。
 - I : 事務局（竹内祥泰）
 - II - 1 : 森 義直
 - II - 2 : 青木教司
 - III・IV - 1・3 : 竹原 学
 - IV - 2 - 1・2 : 小山貴広
 - IV - 2 - 3 : 宮島義和
 - V : 事務局
- 4 発掘調査に際し、次の方々から多大なご協力・ご教示をいただいた。記して謝意を表する。
(敬称略)
 - 秋本太郎（群馬県箕郷町教育委員会）、市川隆之（(財)長野県埋蔵文化財センター）、河西克造（同）、
佐々木 満（甲府市教育委員会）、清水 豊（かみつけの里博物館）、千田嘉博（奈良大学）、馬場
保之（飯田市教育委員会）、降矢哲男（茶道資料館）、柳川英司（茅野市教育委員会）、山下孝司（諏
崎市教育委員会）
- 5 本調査で得られた出土遺物および調査の記録類は、松本市教育委員会が保管し、松本市立考古博物館
(〒390-0823 長野県松本市大字中山3738-1 Tel0263-86-4710 Fax0263-86-9189) に収蔵されている。

目 次

序

例言

目次

第Ⅰ章	発掘調査の経緯	1
第1節	調査に至る経過	1
第2節	調査体制	2
第Ⅱ章	松本城の立地と歴史	5
第1節	地形・地質	5
第2節	松本城の歴史	8
第Ⅲ章	調査の概要	10
第1節	調査の目的	10
第2節	調査の方法	10
第Ⅳ章	調査結果	12
第1節	遺構	12
1	トレンチ1	12
2	A区、トレンチ2・8・9	12
3	トレンチ3・4	14
4	C区・トレンチ7	14
5	D区・トレンチ5	15
6	トレンチ6	16
第2節	遺物	42
1	土器・陶磁器・土製品	42
2	瓦	60
3	金属製品	66
第3節	発掘調査のまとめ	70
第Ⅴ章	総括	71
写真図版		
報告書抄録		



第1図 調査地の位置

第Ⅰ章 発掘調査の経緯

第1節 調査に至る経過

二の丸御殿跡については、昭和52年「松本城中央公園整備計画」を策定して整備を位置づけ旧地方裁判所松本支部庁舎建物を撤去後、整備事業は昭和57年に着手され60年3月に平面復元を完了した。

また、昭和59年度には旧裁判所前の東外堀を整備し、平成11年3月太鼓門枡形が復元され、松本城の政庁である二の丸御殿一体が整備されたことにより、本城正面の景観が一変し、威風堂々とした城郭の姿を実感することができるようになった。

そのため、太鼓門の両翼に連なる土塙と両端を固める隅櫓のひとつである東北隅櫓を復元することにより、さらに漆黒の天守閣とあいまつた幕末維新時の国宝松本城の姿が蘇ると考え、計画的に発掘調査を実施した。

調査にあたっては「史跡松本城整備研究会」で協議し、堀と土塙の線の決めだしと二の丸御殿東北隅櫓の規模を図面及び絵図等で検討し、東北隅櫓及び二の丸土塙復元整備に向け、平成14年度から4カ年かけて5箇所の試掘調査と復元部分を全面的に発掘調査したものである。

第1表 協議と調査の経過

年	月 日	記事	摘要
平成13年	8月2日	史跡松本城整備研究会	東北隅櫓・土塙復元整備事業の説明
	6月18日・7月11日	長野県教育委員会指導	復元整備計画・発掘調査計画についての説明・指導
	7月22日	文化庁説明・指導	復元整備計画・発掘調査計画についての説明・指導
平成14年	8月5日	史跡松本城整備研究会	復元整備計画・発掘調査計画についての協議
	11月4日～12月4日	第1次発掘調査	予備調査（試掘トレンチ1～7）
	12月14日	第1回発掘調査検討会	第1次調査の報告と指導
	12月20日	文化庁報告・指導	第1次調査の報告と指導
	1月12日	史跡松本城整備研究会	第1次調査の報告と指導
	1月20日	文化庁報告・指導	第1次調査の報告と指導
	3月3日～4月7日	第2次発掘調査	A地区発掘調査
平成15年	4月8日	長野県教育委員会指導	第2次調査の報告と協議
	4月19日	第2回発掘調査検討会	第2次調査の報告と現地指導
	5月6日～5月19日	第2次発掘調査	A地区追加発掘調査
	5月27日	文化庁報告・指導	第2次調査の報告と指導
	8月18日～10月7日	第3次発掘調査	A東拡張区（裏御門）発掘調査
	11月22日	第3回発掘調査検討会・史跡松本城整備研究会	第3次調査の報告と現地指導
	3月8日	文化庁報告・指導	第3次調査の報告と指導
	11月9日～12月5日	第4次発掘調査	C・D地区発掘調査
平成16年	12月7日	史跡松本城整備研究会	第4次調査の報告と指導
	5月16日～11月30日	第5次発掘調査	C・D地区発掘調査続編
	8月3日	第4回発掘調査検討会・史跡松本城整備研究会	第5次調査の報告と現地指導
平成19年	4月～12月	調査記録・出土遺物整理作業	
平成20年	1月～3月	報告書編集・刊行	

※計画段階で東北隅櫓跡を第5次調査として予定したが実施しなかった。第5次調査は結果的にC・D区の継続調査として位置づけた。

第2節 調査体制

<調査団>

第1次調査（平成14年度・試験調査）

調査団長：竹瀬公章（松本市教育長）

調査担当：竹内靖長（文化課主任）、菊池直哉（同嘱託）、太田万喜子（同）

協力者：浅輪敬二、荒井留美子、荒木 稔、飯田三男、石川三男、今井大成、高橋登喜雄、兎川國明、待井敏夫、道浦久美子、百瀬義友、山崎照友

第2次調査（平成14～15年度・A区本調査）

調査団長：竹瀬公章

調査担当：竹内靖長、菊池直哉、清水 宛（文化課嘱託）、小山貴広（同）

協力者：荒井留美子、飯田三男、今井大成、高橋登喜雄、松山あすさ、道浦久美子、百瀬義友、山崎照友

第3次調査（平成15年度・A区追加調査）

調査団長：竹瀬公章

調査担当：竹内靖長、菊池直哉、清水 宛、小山貴広

協力者：荒井留美子、飯田三男、今井大成、高橋登喜雄、待井敏夫、道浦久美子、百瀬義友、山崎照友

第4次調査（平成16年度・C・D区発掘調査）

調査団長：竹瀬公章

調査担当：竹内靖長（文化課・文化財保護課主任）、内堀 団（同嘱託）

協力者：荒井留美子、飯田三男、井口方宏、笠井トキ子、澤柳 博、待井敏夫、道浦久美子、山崎照友

第5次調査（平成17年度・C・D区追加調査）

調査団長：竹瀬公章

調査担当：竹内靖長（文化課主任）、清水 宛（同嘱託）

協力者：荒井留美子、飯田三男、笠井トキ子、待井敏夫、道浦久美子、山崎照友

整理・報告書作成（平成19年度）

担当：竹原 学（文化財課主査）

協力者：荒井留美子、久根下三枝子、竹内直美、八板千佳、竹平悦子、前澤里江、宮崎洋一、村山牧枝

<事務局>

松本市教育委員会教育部

平成14年度

松本城管理事務所：小島俊一（所長）、宮島吉秀（所長補佐）、小穴晴香（主事）、中川治雄（専門研究員）、青木教司（同）、田中三絵（研究員）

文化課：有賀一誠（課長）、熊谷康治（課長補佐）、田口博敏（同）、直井雅尚（主査）、武井義正（主任）、久保田 剛（同）、渡邊陽子（嘱託）、塙原祐一（同）

平成15年度

松本城管理事務所：鎌倉秀文（所長）、宮島吉秀（所長補佐）、小林 修（同）、山岸智子（主査）、田中章隆（主査）、中川治雄（専門研究員）、青木教司（同）、田中三絵（研究員）

文化課：有賀一誠（課長）、熊谷康治（課長補佐）、田口博敏（同）、直井雅尚（主査）、久保田剛（主任）、渡邊陽子（嘱託）、太田万喜子（同）

平成16年度

松本城管理事務所：宮島吉秀（所長）、小林 修（所長補佐）、加藤忠勝（主査）、青木教司（研究専門員）、閑 通喜（同）、田中三絵（研究員）

文化課（～平成16年6月30日）・文化財保護課（同7月1日～）：

池田英俊（課長）、熊谷康治（課長補佐）、川上百合子（文化財担当係長）、直井雅尚（主査）、小山高志（主任）、渡邊陽子（嘱託）、太田万喜子（同 ～平成16年8月31日）

平成17年度

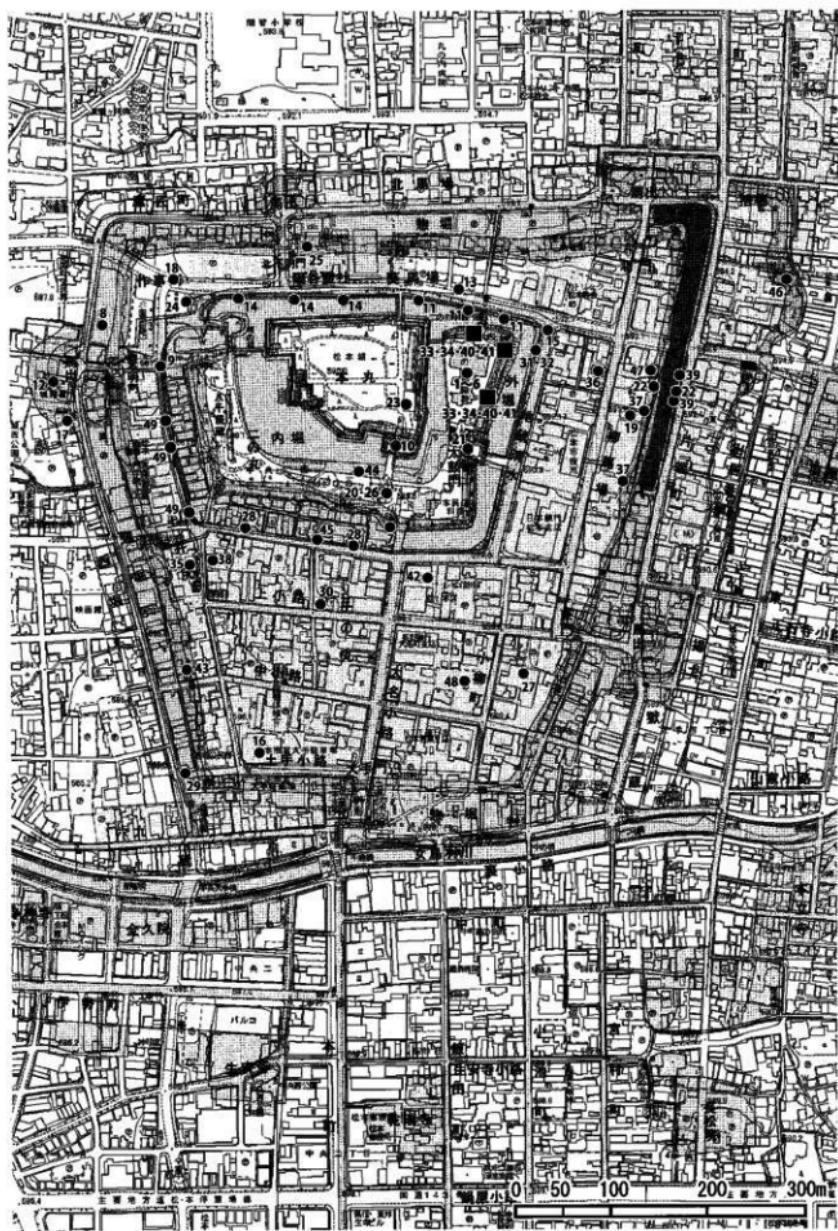
松本城管理事務所：宮島吉秀（所長）、小林 修（課長補佐）、遠藤 彰（主査）、青木教司（研究専門員）、閑 通喜（同）、田中三絵（研究員）

文化財課：宮島吉秀（課長）、市川恵一（部課長）、熊谷康治（課長補佐）、直井雅尚（主査）、櫻井 了（主事）、渡邊陽子（嘱託）

平成19年度

松本城管理事務所：宮島吉秀（所長）、山岸智子（課長補佐）、竹内祥泰（主任）、青木教司（研究専門員）、閑 通喜（同）

文化財課：宮島吉秀（課長）、上鷹乙正（部課長）、横山泰基（埋蔵文化財担当係長）、直井雅尚（主査）、閑沢 啓（主査）、櫻井 了（主事）、柳澤希歩（嘱託）



第2図 松本城跡発掘調査地点 (■: 今回)

第2表 松本城跡発掘調査一覧（城下町・開発行為に伴う試掘調査を除く）

No.	調査年度	調査場所	発掘次	調査原因	掲載文献
1	昭和54	二の丸（二の丸御殿）	二の丸1	史跡整備事業	松本城二の丸御殿跡
2	昭和55	二の丸（二の丸御殿）	二の丸1	史跡整備事業	松本城二の丸御殿跡
3	昭和56	二の丸（二の丸御殿）	二の丸1	史跡整備事業	松本城二の丸御殿跡
4	昭和57	二の丸（二の丸御殿）	二の丸1	史跡整備事業	松本城二の丸御殿跡
5	昭和58	二の丸（二の丸御殿）	二の丸1	史跡整備事業	松本城二の丸御殿跡
6	昭和59	二の丸（二の丸御殿）	二の丸1	史跡整備事業	松本城二の丸御殿跡
7	昭和61	二の丸（南隅櫓）	二の丸2	中央公園入口公衆電話ボックス設置	史跡松本城南隅櫓跡付近
8	昭和61	総堀（西不明門付近）		松本地方事務所・松本保健所跡地整備	
9	昭和61	外堀（西外堀）	西外堀1	市道排水路工事	
10	昭和62・63	本丸（黒門）	本丸1・2	史跡復原工事	史跡松本城黒門枡形内 史跡松本城本丸黒門枡形 二の門・同袖掘復原工事
11	昭和63	外堀（北外堀）	外堀1	市道宮新上金井線改良工事	史跡松本城北外堀外側土塁
12	昭和63	三の丸（西馬出）	西馬出1	税務署改築	松本市文化財調査報告No.79
13	平成元	三の丸（葵馬場）	三の丸葵馬場1	市道宮新上金井線改良	
14	平成3	外堀（北外堀）	外堀2	市道宮新上金井線改良	
15	平成3	三の丸（地蔵清水戸戸）	地蔵清水戸戸	市道宮新上金井線改良	地蔵清水戸戸跡
16	平成3	三の丸（土居尻）	土居尻1	市営大手駐車場建設	松本城三の丸跡
17	平成3	三の丸（西馬出）	西馬出2	丸の内消防署移築	
18	平成3	三の丸（作事所）	作事所1	市道宮新上金井線改良	
19	平成3	三の丸（柳町）	柳町1	市役所東庁舎別棟新築	
20	平成3	二の丸	二の丸3	松本城400年祭開催	
21	平成3	二の丸（太鼓門）	二の丸4	太鼓門石垣改修工事	史跡松本城二の丸太鼓門枡形 史跡松本城太鼓門枡形
22	平成3	総堀（東総堀）		市道宮新上金井線改良	史跡松本城総堀土塁 北外堀外側土塁
23	平成4	本丸		松本城管理事務所改築	
24	平成4	三の丸（作事所）	作事所2	中央公園公衆トイレ移築	
25	平成4	総堀（北総堀土塁）	総堀1	市道宮新上金井線改良	
26	平成4	二の丸	二の丸5	松本城400年祭開催	
27	平成8	三の丸（小柳町）	小柳町1	商業施設（映画館）建設	
28	平成8	外堀（南外堀）	外堀3	遺構確認調査	
29	平成11	総堀（西総堀土塁）	総堀2	市道西堀線改良	
30	平成12～13	三の丸（土居尻）	土居尻2	中央地区公民館ほか	
31	平成13	外堀（北外堀）	外堀4	石垣復原工事	
32	平成13	外堀（北外堀）	外堀5	石垣復原工事	
33	平成14	二の丸（東北隅櫓及び土塙）		史跡整備事業	
34	平成14～15	二の丸（東北隅櫓及び土塙）	二の丸6	史跡整備事業	
35	平成15	三の丸（土居尻）	土居尻3	事務所改築	
36	平成15	三の丸（柳町）	柳町2	事務所兼個人住宅改築	
37	平成15	総堀（東総堀）		史跡整備事業	松本市文化財調査報告 No.186
38	平成15	三の丸（土居尻）	土居尻4	事務所兼個人住宅改築	
39	平成16	総堀（東総堀）		史跡修復工事	松本市文化財調査報告 No.186
40	平成16	二の丸（東北隅櫓及び土塙）	二の丸7	史跡整備事業	
41	平成17	二の丸（東北隅櫓及び土塙）	二の丸8	史跡整備事業	
42	平成17	三の丸（大名町）	大名町1	店舗建設	松本市文化財調査報告 No.184
43	平成18	総堀（西総堀土塁）	西総堀土塁1	史跡整備事業	
44	平成18	内堀（南内堀）	二の丸内堀1	史跡整備事業	
45	平成18	外堀（南外堀）	南外堀2	史跡整備事業	
46	平成18	持堀土塁		地区公民館建設	
47	平成18	総堀（東総堀土塁）		個人住宅建設	
48	平成19	三の丸（小柳町）	小柳町2	マンション建設	
49	平成19	外堀（西外堀）	西外堀2	史跡整備事業	

第Ⅱ章 松本城の立地と歴史

第1節 地形・地質

1 松本城の立地

松本城は旧市街地の中央からやや北西寄りに位置し、北からの女鳥羽川によって形成され、南に広がる女鳥羽川扇状地の扇端付近にあり、東からの薄川によって形成され西に広がる薄川扇状地の扇端とは城の南で接しており、標高は590m前後で南南西に緩く傾斜している。今回調査した二の丸土塹跡は二の丸の東端と北端に構築された土塁の残丘である。

城の北ないし北東からは女鳥羽川・大門沢川が、東からは湯川・薄川が、そして南からは田川・奈良井川が流れしており、城の北西1.5kmには標高670mの城山や743mの鳥居山などが北方へ尾根上に連なり、西側は断層崖の急斜面をなしており、その先には松本盆地が広がっている。東は約4kmで筑摩山地の山麓となつており城は川に囲まれ、そのうえ三方を山に囲まれた場所にある。

この旧市街地の4km四方は、洪積世後期に始まった局的な地質変動により、松本盆地の東端の一部が沈降して湖沼化し、西側は逆に傾動しながら隆起して城山を南端とする山地となるに至った。したがって湖沼化の進行する低地には四方から河川が流入し、それ等の河川による扇端付近は、必然的に地下水位が高く湧水もあり城として要害の地であったことになる。しかし城下町となってからは沈降の続く地盤（後述）故、大火の後には必ず厚く客土をしており、湿地との戦いの歴史であったことが最近の発掘の結果わかつてきた（松本城下町跡の各報告書参照）。

2 周辺の地形・地質と成立過程の概観

（1）松本盆地の形成

広大な松本盆地は、洪積世中期に全国的に起きた造盆地運動の一環として誕生した構造性（断層による）盆地で、糸魚川～静岡構造線とほぼ平行に東・西の山麓線沿いの大断層と、それを横切る東西方向の断層により生じた南北約50km、面積約400km²の盆地であり、西と南は飛騨山地中古生層と、それに貫入した火成岩類よりなっている。

城と関係のある盆地の南半分を占める主な堆積物は、飛騨山地を開折し南西方向から流入する梓川による広大な扇状地堆積物と、南部山地から盆地に流入する鎖川・奈良井川・田川などによる扇状地堆積物があり、これ等が合して複合扇状地を形成し、緩く東北東に傾斜している。なお梓川水系の砂礫層の東端は清水付近まで達していることがボーリングの結果判明している。

（2）局部的地殻変動による傾動山地・湖沼・扇状地の形成

一度誕生した松本盆地も、その後洪積世後期に盆地の東部、旧松本市街地付近の南北にやや長い約4km四方に局的な構造性（断層）の地盤沈降が始まり、同時にその西部～西北部が傾動しながら隆起を始めて、それまで大口沢方面に西流していた古女鳥羽川が南の城山方向に流れをかえ、更に隆起の進行により洪積世の古女鳥羽川の砂礫を第三紀層の上に載せて山地化し、流路は次第に東に押しやられて右岸に三段の段丘面を形成しつつ古女鳥羽川による扇状地の原形ができるようになった。第一段丘面形成後乗鞍火山灰によるロームが第一段丘面と城山の礫層の上に載っており、これ等の堆積物が洪積世末のものであることがわかる。

一方松本駅を中心とする沈降地帯には一時四方から河川が集中したものとみられ、梓川も城山方向に流路をとっていたことが、今も樽木川として合同庁舎付近に残っており、この低湿地は南北にやや長く各河川の複合扇状地の扇端部となっている。この低湿地は深志湖と仮称されており松本城はこの沼沢地の西北端に位

置し、西～北西側は傾動しながら隆起する城山丘陵と第一段丘面であり東～南～南西は深志湖の沼沢地となっている。この両者の境界付近に西から舌状に出張った微高地に築城されている。したがって一口で言うと、下から基盤の第三紀層、その上の梓川系の洪積層、沖積世の扇状地堆積物となっている。

(3) 旧女鳥羽川の時代

古女鳥羽川によって形成された右岸の三段の段丘面は、上段から矢作～神沢の第一面、伊深～反目～中原に至る第二面、現在とほぼ同じ氾濫原の第三面であるが、縄文時代頃流路の首振りにより第二段丘面上（岡田町の西側）を流れるようになり、流路は岡田町の西～岡田松岡～大門沢川～白板付近で田川と合流していたとみられる（岡田町の西側を流れていた女鳥羽川を便宜上旧女鳥羽川と称する）。この旧女鳥羽川により岡田町西側の凹地が形成された。なお左岸に段丘が見られないのは女鳥羽川の基盤の西側が隆起し東側が沈降するような傾動扇状地であるため段丘は消滅したものと推定される。

岡田町付近の発掘が進むにつれ旧女鳥羽川が扇状地の西側から東側に移った様子が次第にはっきりしてきた。縄文～9cまで岡田町の西を流れていた旧女鳥羽川も稻倉付近で90°流路を南に変えそのため流速が衰え、運搬力は大きく減じて大量の土砂を堆積して河床が上ったことと基盤が傾動し西側が隆起する等が重なり、9cの洪水により岡田町一帯から下出口遺跡までを斜に横切って流路を東（現在）に変えてしまった。この環境の大変化が築城の立地を決定づけたこととなった。

(4) 現在

松本城付近の堆積物は深志湖の北～北東の堆積物であり、北からの女鳥羽川扇状地と東からの薄川扇状地の複合扇状地堆積物であり、その接点は湯川～天神付近とみられる。

○女鳥羽川は三才山峠（1,500m）から流れ出す本沢を始め幾つもの沢を合して西に向かって流れ、稻倉付近で流れを南にかえ、流路の首振りにより第三段丘面に南に広がる扇状地を形成しつつある。

○一方薄川は市街地の東部の三峰山や扉岬付近を源流とし、幾つかの沢と合流して西流し、入山辺地区の西端を扇頂とし西に広がる扇状地を形成している。

この両者は東は湯川で接し、これにより南北方向に延び流路の首振りと共に両者の堆積物はサンドイッチ状に、或いは混成して堆積し複合扇状地を形成しつつ城の南の現女鳥羽川付近に達している。現在の女鳥羽川は中央三丁目付近で流路を南から西へ90°近く不自然にかえているが、これは中世末頃人為的に曲げられたものとみられ、天神西遺跡の発掘の際中世の土層が欠けており、これは川の土手を築くための中世の土砂を400m程北に運ばれたものと推定されている。この無理な改修の結果洪水が起き易くなり、城の南側の三の丸跡土井尻2次調査地点の堀跡は女鳥羽川の洪水蹕により埋められていたことが判明した。

この二つの河川の水源は筑摩山地で、第三紀中新世内村層の堆積岩やそれに貫入した火成岩や噴出岩からなっており岩質は似ているが、火成岩で両者を比較すると、女鳥羽川の礫が玢岩が多く安山岩に角閃安山岩とガラス質安山岩があり、このガラス質安山岩の有無が薄川系との区別に役立つ、その他色の濃い閃綠岩もみられる。一方薄川の礫には石英閃綠岩、玢岩、複輝石安山岩、輝綠岩などであり、白っぽい石英閃綠岩が女鳥羽系と異なる点であるが、両者の入り組んでいる所では区別のむずかしいこともある。

城周辺の砂礫土層は近年度重なるボーリング調査の結果、下から松本盆地形成時の堆積物〔梓川系〕と局部的沈降地帯となってからの〔女鳥羽川・薄川系〕の堆積物であり、両者は清水付近では40m前後で重なっているが南にいく程深くなり源地付近では60～70mとなっている。この両者の関係は堆積時期に差があるので不整合関係とみられる。深志湖となってからの堆積物には、地下30m付近から上には何層もの漆黒色粘土層が見られるが、これは扇状地の特徴として流路の首振りにより、流路が遠ざかると湿地帯となって有機物の多い粘土層が、流路が回ってくると砂礫が堆積したことを示している。

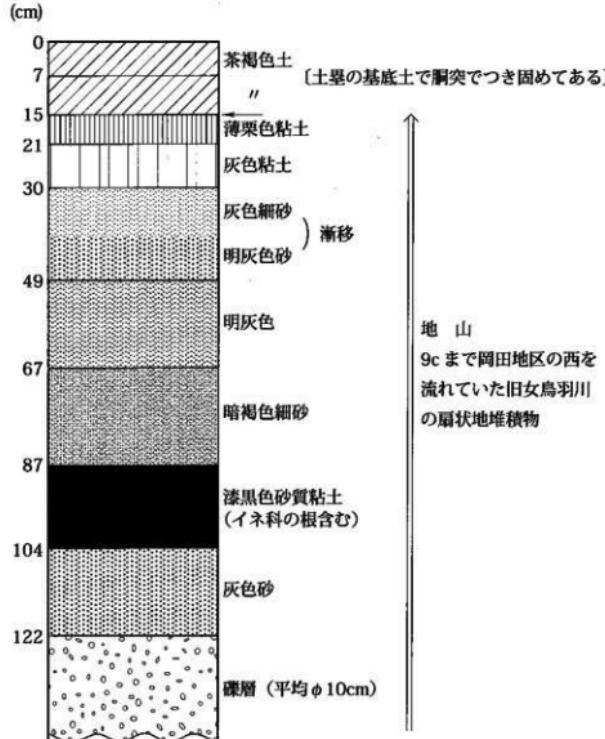
この局部的沈降地帯の動きは現在も継続しているものとみられ、平成13年の城下町跡六九の調査では年

約1.6mmの速さで、また平成16年の城下町跡東町の調査では年約2.4mmの速さで沈降していることが、時代のわかる上下2層の厚さから求められ、松本盆地付近の平均の速さ年1mmに比して大きな値を示している。このことが扇状地の扇端と相まって湧水地や地下水水面の高くなっている原因である。

(5) 発掘地点の地山、土壌、埋立てについて

今回の発掘により二の丸付近の地山の様子が判明した。地山は旧女鳥羽川（上記）が繩紋～9cにかけて岡田町の第二段丘面を岡田町の西側→大門沢川→沢村→城の西付近を流れ、深志湖の沼沢地に扇端を形成しつつ流路の首振りにより、流路に近ければ砂礫を、遠ざかれば漆黒色粘土の堆積を繰り返してきた（柱状図参照）。したがって築城前は緩い起伏のある微高地でアシの原であったとみられ、T2・T8の地山の直上にイネ科とみられる炭の薄層があり、かつて松本市立博物館と二の丸の中程を発掘した際にも地山の上にアシの存在が認められた。

土壌の構築については、続堀跡とは違い明治以後の搅乱や埋土がひどく地質的に考察できるものは少ない。最初一応の整地をし、その上に堀の掘り込みによって出る土砂を特に選別をせず運び上げ、胸突きでつき固めながら構築していることが認められた。このことは明治以後の締まりの悪い搅乱の疊土層とは異なっている。地山と土壌中の疊質は同じで女鳥羽川の岩石であり多い順に玢岩・安山岩・砂岩・閃綠岩・その他が認められる。



第3図 トレンチ7土層柱状図

第2節 松本城の歴史

1 武田氏による城域の拡大

深志城の成立は『信府統記』によれば、永正元年（1504）小笠原氏の一族島立右近貞永が、かつて坂西氏の居館の跡を整備して、本丸のみであった所を整備し、二ノ曲輪を設け家臣の邸宅を建て小笠原氏の拠点である井川の北の守りとして深志城を築いたとされている。しかし、「二木家記」によれば天文19年（1550）武田信玄が小笠原氏を府中から追いこの地を手中にした時、「坂西が罷りあり候深志の城を取り立て」とあり深志城には坂西氏が在城していたとみられ、「高白齋記」は「子ノ刻大城・深志・岡田・桐原・山家五ヶ所ノ城自落、島立・浅間降参、・・・」と武田側の戦果を記述しており島立氏は浅間の赤沢氏とともに武田氏に下ったのである。したがって『信府統記』や昭和8年刊『松本市史』の坂西氏館の遺跡を基礎として深志城を築造したとする説は今後、研究の余地を残すが戦国時代、深志城は小笠原氏の本城林城の支城にすぎなかつたことは確かである。

武田信玄は山城である林城を破却し、平坦地にある深志城を信濃経営の拠点として拡張整備した。天文19年7月15日小笠原長時を敗走させ、23日には深志城の鍔立を行ない總普請に取り掛かっている。深志城は總堀・外堀・内堀の三重の堀に囲まれた城として繩張りされた。本丸・二の丸・三の丸が造られそれらは土塁によって守られていた。また虎口は「享保十三年秋改松本城下絵図」に認められる武田流の馬出が作られた。また、最近の研究では、武田氏の土木技術をもって、女鳥羽川を總堀の南側に流路変更したと考えられている。このように武田氏治世33年の間に深志城は近世城郭としての基礎を固めたのである。

2 小笠原貞慶の松本城整備

天正10年（1582）武田氏の滅亡を機に小笠原長時の3男貞慶が旧地である安曇・筑摩郡を回復した。貞慶は武田氏によって大きく変えられた深志城を松本城と改め城郭の整備に取りかかった。

『信府統記』によれば「大ニ普請ヲ企テ、天正十三乙酉年ヨリ今ノ宿城地割シテ、同十五年丁亥年マテニ、市辻・泥町辺ノ町屋残ラズ本町江引移シ、東町・中町ヲ割リ、麻葉町を安原ト改メ、西口ヲ伊勢町ト名ツケ、通リ筋ヲ定メ、家ヲ建統ケ、・・枝町ヲモ地割アリ、和泉町・横田町・飯田町・小池町・宮村町・馬口旁町等ノ名ハ定リケレドモ、家居ハ村々ノ如クニテ、町並軒端ハ未ツラナラザリシト云フ、三ノ曲輪繩張リシテ、壇ヲホリ土手ヲ築キ四方ニ五ヶ所ノ大城戸ヲ構ヘ、南門ヲ追手ト定メ、小路ヲ削リ、土屋舗ヲ建テ泥町ノ跡ヲ柳町ト号ス、然レ共、家居ハ未立統カサリシト云フ、・・」これによれば三の丸の市辻（地蔵清水から大柳町にかけての地域）にあった町屋を女鳥羽川以南の地に移し、武家地と非戦闘員である町人地を分離したのである。そして三の丸には堀を掘り、土手を築き5箇所の大城戸を造り、大手門を南に構え侍屋敷を整備している。町人町の本町・中町・東町と枝町の道筋を整え松本の城下町の基本が形成された。

3 石川氏の天守創建

天正18年（1590）秀吉が小田原の戦いに勝利し天下を手中にすると、徳川家康を関東に移した。松本へは秀吉の臣石川数正が8万石で入封した。数正是直ちに城普請に着手したが二の丸に古山地御殿を造営しただけで、文禄元年（1592）朝鮮出兵の名護屋在陣中に他界し12月京都で葬儀が行なわれた。数正の子康長は文禄2年（1593）から3年にかけて秀吉の意を受けて関東の家康を監視する城として短期間に五重六階の大天守・渡櫓・乾小天守の3棟を築いたとされる。（「松本城築造年代懇談会答申書」）

『信府統記』には「父康昌（数正）ノ企チ爾城普請ヲ維、天守ヲ建、惣堀ヲサラヘ、幅ヲ広クシ、岸ヲ高クシテ石垣ヲ築キ、渡リ矢倉ヲ造ル、黒門・太鼓門ノ門樓ヲ立、屏ヲカケ直シ、三ノ曲輪ノ大城戸五ヶ所共ニ門樓ヲ造ル、其外矢庫、庫々、惣屏大方建ツ、城内ノ屋形修造アリ、郭内ノ土屋舗ヲ建テ統ケ、郭外ニモ土屋舗ヲ割ル、亦枝町ノ家ヲツケ、並ヲ能シ、宮村町ノ辺ニ歩行土ノ屋舗ヲ造ル、・・」とあり、康長は父

数正の意思を引き継いで天守を創建し総塗を深くし土塁を築き、本丸を石垣で防備した。また、三の丸の入口には門楼を造り、土塀や隅櫓を設け、太鼓門・黒門を造り城内の館の修造、郭内の侍屋敷や郭外の侍屋敷の建造を行い、ここに近世城郭としての松本城が成立し、城下町の機能も整えられたのである。

4 御家門大名松平直政の月見櫓増築

石川氏が慶長18年（1613）改易され、小笠原秀政が飯田から再び入封した。当時、城下町は町割りはされていたが空き地や空き家が多かった。しかし、飯田より秀政に従ってきた人々によって活況を呈し、「信府統記」が「当時ハ軒端立チラナリ、繁盛皆ニ越ケルトナリ」と記すように城下町の充実がみられた。

その後、戸田康長が元和3年（1617）に入封し安原町西に歩行屋敷とその北に足輕町を建設している。

寛永10年（1633）家康の孫に当たる松平直政が入封し「寛永十酉年大工・木挽鍛治・疊土役銀由来留」によれば「御本城御殿・天守・四方御門・矢倉・惣御園御修復・御本城東方へ長多門立、二之丸へ御殿立、同御城米蔵立、大手御門外西へ大御馬屋立、惣木戸數十ヶ所新キ立、・・・」とある。天守修復と記されているのは口碑に伝わる辰巳附櫓と月見櫓を増設したことを指していると思われる。月見櫓は三方吹き抜けで大壁造り、朱塗りの回線を配し総繪造りの潇洒で優雅な造りである。泰平の世の觀月楼として大名文化を伝える建造物が軍事的拠点としての下見板張りの文禄期の天守に複合されたのである。

5 水野氏による城下町の完成

寛永15年（1638）堀田正盛が入封したが短期間の在封であったため、上土の蔵を建設した程度であった。

寛永19年（1642）水野隼人正忠清が入封し本城北の堀や石垣の破損を修復し、辰巳隅櫓の建てかえを行なった。「信府統記」は3代水野忠直の入封のとき「初メハニノ曲輪ニ居給ヒテ、後普請アリテ、本城へ移り給フ、・・・」との記事が見えるだけで水野氏時代は大きな普請はなかったと考えられる。

享保9年（1724）水野氏によって編まれた『信府統記』第二十三には「城内屋舗割町割小路割」「城外町間」「宿城町割並町間家数木戸番所構寺社」が記されており、これら記載の町名を「享保十三年秋改松本城下絵図」と対比するとほとんどの町名・小路が一致しており（中には小路名の記載されていない箇所もある）水野氏時代には城郭と城下町が完成していたということができる。

6 本丸御殿の焼失と政庁としての二の丸御殿

享保12年（1727）閏正月元旦、總坪数905坪の本丸御殿が焼失した。戸田氏はこれを再建することが出来ず、政庁は二の丸御殿に移された。しかし、二の丸御殿は狭かったので二の丸御殿内から郡所や町所は六九町に移され、大名主・大庄屋会所は上土に移った。「信濃國松本二之丸御殿之図松本御年寄部屋原図等」によれば建坪2330平米、主要建物5棟、部屋数50を数える規模である。「寛保二年九月改二の丸御殿図」「戸田家寄贈幕末二之丸御殿図」によれば、二の丸東側と北側に土塁が築かれている。土塁の二の丸御殿側は石垣が裾部に積まれ5箇所の雁木が見られる。北側に裏御門があり埋門であった。東側土塁上の土塀は折壝になっており、正徳2年頃「信州松本城図」では4箇所、「戸田家寄贈幕末二之丸御殿図」では3箇所土塀が折れ曲がっていたことを示している。元文12年（1739）二の丸御殿は手狭であったらしく新御殿が古山地御殿西側に増築されている。筑摩県の県庁となっていた二の丸御殿は明治9年に焼失した。

7 松本城天守の保存と保護

明治4年（1871）廃藩置県後、城郭の諸建築物が破却され明治5年には松本城天守が競売に付され235両余で落札された。この時、下横田町副戸長市川量造を中心として、明治6年から9年まで5回の博覧会を松本城天守を中心に開催し、その収益で買い戻し天守を解体から救った。明治30年代になると天守の傾きが顕著となり松本中学校長小林有也を中心明治34年から大正2年にかけて「明治の大修理」を行い、昭和11年に国宝に指定された。昭和25年から5年をかけて国の直轄事業第1号として「国宝天守保存工事」がおこなわれた。その最中昭和27年に「文化財保護法」により国宝に指定され、今日に至っている。

第Ⅲ章 調査の概要

第1節 調査の目的

今回報告する一連の発掘調査は、「松本城およびその周辺整備計画」に基づく「史跡松本城二の丸東北隅櫓及び二の丸土塀の復元」のための基礎的データを得るため、地下に埋蔵されている土塀の基礎および土壘を確認し、その構造を把握することにあった。今回の調査対象地である松本城二の丸の東北部にはかつて二の丸御殿があった。昭和54年～60年の発掘調査において藩政時代に作成され現存するいくつかの絵図に合致する形で遺構が検出され、その結果を受けて史跡公園として修景され今日に至っている。さらに絵図等の記述から御殿跡のある郭の外縁部には土塀が巡らされていたことが判明している。しかしながら、その正確な位置や構造については地下の遺構を直接調査する以外に情報を得る方法はなく、復元整備事業の一環として今回の発掘調査を実施するに至ったものである。

調査対象地は史跡指定地内にあり、発掘による遺構の破壊を最小限にとどめ目的に沿った効果的な調査を実施するため、史跡松本城整備研究会や長野県教育委員会、文化庁の指導のもと、綿密な調査計画を作成し、予備調査としての第1次調査を経て、その所見から本調査の計画的な実施を進めることとなった。また、調査後の検討はもちろん、調査中途においても随時発掘調査検討会を開催し、検出遺構の評価と調査方針の再確認をすることとした。これらの経過については既に第Ⅰ章で触れたとおりである。

第2節 調査の方法

上述のように、最初の調査として、二の丸北縁～東縁部にかけての地域、すなわち、正徳2年頃作成の『信州松本城之図』や幕末の『戸田家寄贈松本城二之丸御殿図』と現在の都市計画図との重ね合わせから土壘・土塀が想定される線上の6地点においてトレントによる予備調査（第1次調査）を実施し、その所見に基づいて第2次以降の調査を実施した（第4・33図）。先にも触れたように、調査地は史跡指定地内にあるため、地下遺構の破壊は極力避けることが求められた。従って、調査地のほぼ全面を覆う御殿跡整備事業時の盛土についてのみ重機による除去を行い、以降の掘り下げはすべて人力によった。また、調査面は土塀の基礎や整地土層を確認できる近世の構築層の最上面であり、それ以下の掘り下げはトレント等必要な範囲だけにとどめた。これらのトレントでは土壘の基礎を探るため、石列等上層で確認された近世の遺構を避けながら地山面の検出を実施した。その結果、旧地形の状況をある程度窺うことができ、また最下層では築城以前に遡る遺構も検出した。

一連の調査で出土した遺物については、近世・近代の時期差にかかわりなく、遺構としてまとまりを有するものについては極力出土地点を記録して取り上げた。また、検出遺構も含めて、これらの測量基準には国家座標に基づき二の丸御殿跡全域を覆う3mメッシュを設けた。その起点である調査座標NS0・EW0は国家座標（世界測地系）のX=26631.000・Y=-47581.924である。

調査終了後の埋戻しは最初に砂で調査区およびトレントの底面を覆い、遺構の保護に努めた。



第4図 調査区・トレンチ配置図

第IV章 調査結果

第1節 遺構

1 トレンチ1（第4図）

(1) 調査経過

トレンチ1は第1次調査（試掘）において、北側の土塹跡確認を目的として設けた試掘坑で、南北長8.5m、幅1.5mの範囲を調査した。その結果、深さ1.9mまで近代の搅乱が及んでいたため、本トレンチでの調査を終了しこれ以上の追加調査は実施しなかった。

(2) 検出遺構

石列2基、土坑4基を検出した。いずれも土層の状況や出土遺物から明治期以降の遺構と考えられ、トレンチ北端で検出された石列は旧裁判所時代の堀の基礎と考えられた。

このトレンチでは搅乱のため、土堀の基礎や土壘の盛土層は破壊され捉えることはできなかった。出土遺物は近代の陶磁器等がある。

2 A区およびトレンチ2・8（第4・5～10図）

(1) 調査経過

トレンチ1と同様、二の丸北辺部の土塹跡確認のため、裏御門跡西側にトレンチ2を設定し調査した（第1次調査）。その所見を検討の結果追加調査が必要となり、トレンチ2の追加・拡張調査と周囲の面的調査（A区）を実施した（第2次調査）。さらに調査結果の検討を重ねた結果、追加のトレンチと裏御門周辺の遺構確認が必要との判断に至り、A区西辺にトレンチ8、A区の東側の裏御門推定地に調査区（A東拡張区）を設定し面的調査を実施した。

(2) トレンチと調査区

追加調査を経てトレンチ2は最終的に南北長14.1m・幅0.6～1m、トレンチ8は南北長12.1m・幅0.5～1.2mの規模となった。A区東壁下に設けたトレンチ9は南北長3.2m・幅0.4mである。面的調査を実施したA区は、トレンチ2・8間が南北9.2m・東西2.6m、トレンチ2の東側が南北11.5m・東西10.2m、東拡張区が南北7.8m・東西5.1mの範囲である。これらを合わせた調査面積は139.9m²である。

調査深度は面的調査部分では近世の盛土や遺構が確認できる面までに留めた。トレンチ内は石組等上層の遺構、埋設管等を除く部分で地山層まで掘り下げを実施した。トレンチ2・8の北端部では堀端を確認した。

(3) 検出遺構

ア 石列1～3

(ア) 石列1

A区中央で検出された。規模は長さ2.3mで、長さ25～55cm・幅15～28cmの間知石状の石5個が長辺を軸方向に揃え、南側の面を揃えて東西方向に直線的に配されている。石材の間には詰め石的に亜角礫が配される。これらの石材は土壘の中央やや南寄り、盛土層の上面にある。遺構の性格は不明だが、層位的にみて土壘に関係する近世の遺構と考えられる。

(イ) 石列2

トレンチ2において検出され、石列1の南2mにある。長さ35～50cmの上面が平坦な石材4個で構成されるが、石列1のように石材の大きさや向き、配列に規則性は窺えない。確認された位置・層位は土壘盛土上の南縁付近で、土壘堀部の石垣に関わる可能性もあるが判然としない。

(ウ) 石列3

トレンチ2において検出された。二の丸北端部に位置し、土壘中央部の盛土下層から見出された。地山上を東西に走る木質痕を覆うようなかたちで10~40cm大の亜円礫が配されている。位置的な状況からは土壘構築過程で設けられた遺構と考えられる。

イ 間知石列1・2

2基の遺構が検出された。間知石列1はA区、すなわち二の丸北縁部の表土直下で延長9.5mにわたり検出されたもので、二の丸御殿跡整備時に築かれた石垣である。

間知石列2はトレンチ2において間知石列1よりやや北側で検出され、向きや深さが異なっている。土層観察の結果、近代（旧裁判所時代）の遺構と判断された。

ウ 磂石1

A区北西隅において長さ68cmの大きな平石が面を水平にして出土した。この平石は近世の盛土上に載っており、礎石の可能性が考えられた。この平石の西1.2mにもほぼ同じレベルに平石があり、同じく近世の所産と推定された。

エ 土坑1

A区北東隅、礎石1の南西に接して検出されたもので、直径2.5mの円形を測る。近世盛土層～地山層を掘り込み、深さ90cm、断面は逆台形を呈する。覆土は上層に炭を多量に含んだ土層がわずかにみられるが、大半は径10~40cmの亜円礫を多量に含む砂礫土である。

オ ピット

A東拡張区において14基が検出された。いずれも近世の盛土を取り除いた段階で確認し、地山を掘り込む。築城以前の遺構と捉えられるものである。P8を除きいずれも直径10~20cm・深さ12~35cmを測り、P1~5は近接して逆L字状に分布する。P8はP13・14とともに焼土面を切って構築され、他のピットに比較して大きい。径40~45cm・深さ10cm、覆土に焼土・炭を多く含み、焼土面と関連する遺構と捉えられる。

カ 焼土面

A東拡張区南東隅の地山面上で検出され、調査区外に広がる築城以前の遺構である。P8の周囲、南北1.35m・東西95cmの範囲に炭が散在し、その中央部に円形の焼土面が3箇所連なっている。この直上からは内耳鉗が出土している。

キ 溝状遺構1

A区の南部で検出され、幅50cm・深さ30cm内外で内部に礫が詰まった暗渠状の溝が東西に2条平行に、また東側でそれらに接続して南北方向に1条が検出された。当初、土壘裾部に関わる近世の遺構の可能性も考えたが、旧裁判所の施設配置図と照合した結果、囚人留置所の基礎であることが判明した。

ク 近代以降の攪乱・整地土

調査地のほぼ全面にわたり、旧裁判所時代以後の攪乱がみられた。これらは面的に広がる整地土であったり、上述の溝1のように建造物の基礎に関わるものや廐棄坑として近世層に掘り込まれる。また廐棄坑を中心に近代の陶磁器、瓦が多量に含まれる。遺物の中でとりわけ注意されるのは「松本區裁判所」「松本裁判所」の銘のある茶碗と、それらと一緒にものと考えられる陶磁器類である。

ケ 土壘盛土・二の丸整地土

今回の調査ではいずれの箇所においても本来存していた土壘、とりわけ地上に突出した盛土部分についてには近代以降の攪乱・削平により失われていることが明らかとなった。従って、土壘頂部に存した土壘についても何ら痕跡を見出すことはできなかった。二の丸の縁辺部を断ち割った各トレンチでは土壘基底部の状況のみが把握できたが、同時に各地点とも土壘とは別に二の丸御殿跡の平坦面にも厚く整地土が載っているこ

とが判明した。これら性格の異なる2種類の盛土は近世の期間を通じて段階的に積み上げられたため土層は複雑な状況を呈し、両者を明確に一線で画することはトレンチ2を除いて困難であった。

トレンチ2・8における土塁基底部の状況は、起伏の激しい地山面の整地を兼ねて、主に外堀の掘削土と思われる黄褐色や暗褐色系のシルトや細砂等を突き固めながら版築状に積み上げている状況が窺えた。地山の起伏は場所により状況が異なり、トレンチ2では中央で緩く窪み、南端では急激に上昇しているのに対し、わずか4m西にあるトレンチ8では逆に南端部で地山が下降し、起伏の激しい様子が窺える。これらの地山面上にはイネ科の炭を含んだ層が均一に覆っており、松本城築城時の表土と考えられた。

土塁は搅乱により上面および法面を削られているが、トレンチ2では土層観察の結果、南側裾部が確認できた。この裾部は厚さ80cm程の二の丸整地土層下に没しており、築城当初のものと考えられる。土塁の幅は約8m(堀端から内側法尻)で、盛土の厚さは90cmを測る。トレンチ8でも同様の傾向が窺え、土塁幅は6~8m程とみられる。トレンチ南端での二の丸整地土層は地山が下降しているため厚く、最大で1.5mに達している。

コ その他(堀端)

トレンチ2・8において土塁から堀への移行の状況を確認した。築城時の掘り込みは現在の堀端より約2m南で捉えられ、急角度で地山を掘り込む状況が窺える。調査部分で堀底は確認していないが、粘質の埋土中からは陶磁器や瓦のほか、木材や木杭が検出された。木杭は単独で性格は判然としない。

3 トレンチ3・4(第4図)

(1) 調査経過

第1次調査において東北隅櫓と土塙の関係を確かめるため、隅櫓跡西側に2本のトレンチを十字状に設定了。トレンチ3は東西長17m・幅1.3~1.9m、トレンチ4は南北長9.8m・幅1.5mの規模である。調査開始後、トレンチ3は崩落の危険が生じたため直ちに調査を打ち切り、トレンチ4のみ調査を続行した。この両トレンチについてはこの第1次調査以後、追加の調査は実施していない。

(2) 検出遺構

トレンチ4の北部において集石遺構を1基検出した。間知石状の石材で区画された内側に破碎された石材と拳大の円礫が集中するが、遺構の時期・性格は判然としない。

4 C区・トレンチ7(第12~14図)

(1) 調査経過

第1次調査において土塙跡東辺部の状況を探るために二の丸御殿跡東側に2本のトレンチを設けた。このうち北側をトレンチ7、南側のものをトレンチ5とした。

トレンチ7は第1次調査の所見から土塁裾部の状況を探るため、第4次調査としてトレンチ北側に調査区(C区)を設け、面的調査を実施した。その結果を受けて、トレンチ内の土塁盛土の状況をさらに追及するため、トレンチの延長と土塁盛土層の断ち割り調査を実施した(第5次調査)。

(2) トレンチと調査区

トレンチ7は最終的に東西長16.5m・南北幅1.5~1.9mの範囲を掘り下げた。面的調査を実施したC区は南北5.2m・東西5.8mの範囲で、トレンチを合わせた調査面積は55.7m²である。

調査の深度は面的調査部分では土塁盛土等近世の遺構が確認できる最上面で一律に止めたが、結果的に大半が搅乱されていた。トレンチ内は石列等近世の遺構や電気ケーブル等の埋設管を除き、地山層まで掘り下げを実施した。トレンチ東端部では堀端までを確認した。

(3) 検出遺構

ア 石列

トレンチ7の西部で検出された。近世の盛土層上、南北1.6m・東西1.2mの範囲に石材の集中がみられる。石材は東側では長径40cm前後の平石が南北方向に配置され、規則性が窺える。埋設管による搅乱を挟んで西側には10cm内外の亜角礫が集中する様子が窺える。東側の平石は配列に規則性が窺えることと、絵図との位置関係から土星内側裾部の石垣の痕跡である可能性がある。

イ 水道遺構

トレンチ7の西端、地表下1.35mの近世盛土層中で検出された。水道管である竹管の痕跡とその掘り方、密封のため竹管周囲に貼られた粘土が残存し、その走向は南北方向である。この水道遺構は二の丸御殿に供されたものの一部であろう。

ウ 土坑1

石列の東側にある。近世の盛土を除去した地山面上で検出されたもので、その時期は築城以前に遡るとみられる。長径50cm・深さ10cmを測り、内部には拳大の亜角礫が詰まっていた。

エ ピット1～6

トレンチ中央部に散在し、土坑1と同様、地山面上で確認される築城以前の遺構である。直径18～26cm、深さ15～32cmを測る円形ピットである。

オ 近代以降の搅乱・整地土

他地区と同様、現二の丸の地表は御殿跡整備事業の際の盛土が厚く覆っている。その下位には旧裁判所時代の整地・搅乱層が広がる。特に二の丸の東縁に沿っては土坑状の搅乱が連なり、この部分では土星盛土が深くえぐられている。この搅乱坑は概ね直径2～3m程の円形を呈し、すり鉢状に深く掘り込まれる。内部には明治時代の大量の陶磁器・瓦片・鉄製品、礫などが廃棄されていた。その性格は旧裁判所時代の廃棄物処理坑であると推定される。

カ 土星盛土・二の丸整地土

トレンチ7での土層観察の結果、C地区周辺では土星部分の地山は平坦面をなす。二の丸側では下降して深くなり、厚く整地土を盛っている。この整地土は何面かの生活面を含んでいるとみられる。堀側は地山を急角度で掘り込み、1.3m程下がったところでテラス状の面を設けている。土星盛土はこのテラス上から横み上げ、土坡を構築している。土星西側の法尻は不明瞭だが、西に向かって下降する土層の流れや石列の位置からみてトレンチ西端から4m前後の地点と考えられる。その結果、堀端から石列までの土星幅は11m前後となる。土星盛土は地山に起因する黄褐色系や褐色系のシルト・細砂で、時に黒褐色の土塊を含んで水平に繰り返し版築状に積み上げた状況が看守される。これらは近代以降の搅乱により上部は削平され、土壌は痕跡をまったくとどめない。

5 D区・トレンチ5(第4・15～19図)

(1) 調査経過

トレンチ7と同様、第1次調査において二の丸御殿跡東縁部における土壌跡の状況を探るために設けたトレンチである。続く第4次調査ではトレンチ北側の面的調査を実施した(D区)。調査結果の検討を経て、その後さらに追加調査を実施し(第5次調査)、土星裾部と盛土下層の状況を確認した。

(2) トレンチと調査区

トレンチ5は東西長14.5m・幅1.3～1.6mの範囲を掘り下げ、西寄りの地点では幅を拡大してグリッド調査とした。D区は南北10m・東西6.8mの範囲で、掘り下げは近代の搅乱層の確認面にとどめた。さらに、

調査区の西寄りに土壌層部の状況確認のためサブレンチa～dを設け、その間を面的に掘り下げた。これらの合計調査面積は91.6m²である。

(2) 検出遺構

ア 集石1・2

D区のサブレンチa～d間の面的調査の過程で2基の集石遺構が検出された。いずれも層位的には近世の盛土層中にある。集石1は約2m四方を調査した。北縁から東縁は円形状を呈し他は未調査である。10cm内外の破碎礫が地山面上に集積し中央部には大形の礫もみられる。集石2は集石1の北2.2mにあり、南北2.3m・東西1.4mの長方形に破碎礫が集中するが、南側には長辺が30～55cmの間知石状の長方形石材が7個程存する。集石の西縁は南北方向、すなわち二の丸の東縁と平行に幅約50cm・長さ約3mの太い木材が横たえられる。この木材は調査部分での長さ2.2mを測り、その上に集石2の間知石状の石材が載っている。

集石および木材は近世盛土層中にあり絵図との関係からみても、土壌、とりわけ内側櫓部石垣の基礎の可能性が浮かび上がり、その場合木材は石垣の胴木の役目を果たし破碎礫は裏込めと考えられる。また間知石状の石は破壊された石垣の構築材の可能性があろう。

イ 土坑4

ピットとともにトレンチ5中央の地山面上で検出された。層位的にみて築城以前の遺構と考えられる。溝1を切り、長径48cm・深さ32cmを測る。

ウ ピット1～10

トレンチ5中央部の地山面上にあり、約5mの範囲に散在していた。直径15～48cm・深さ5～15cm、P8のみ48cmと深く柱穴状である。

エ 溝状遺構

トレンチ5の地山面で土坑4に切られて検出された東西に走る遺構である。調査はトレンチ内にかかる部分を調査した。その結果調査範囲での長さ4.3m・幅67cm内外で、東側に末端がある。深さは5～10cmを測り、底面は走向の方向に筋状の凹凸を繰り返す。

オ 近代以降の擾乱・整地土

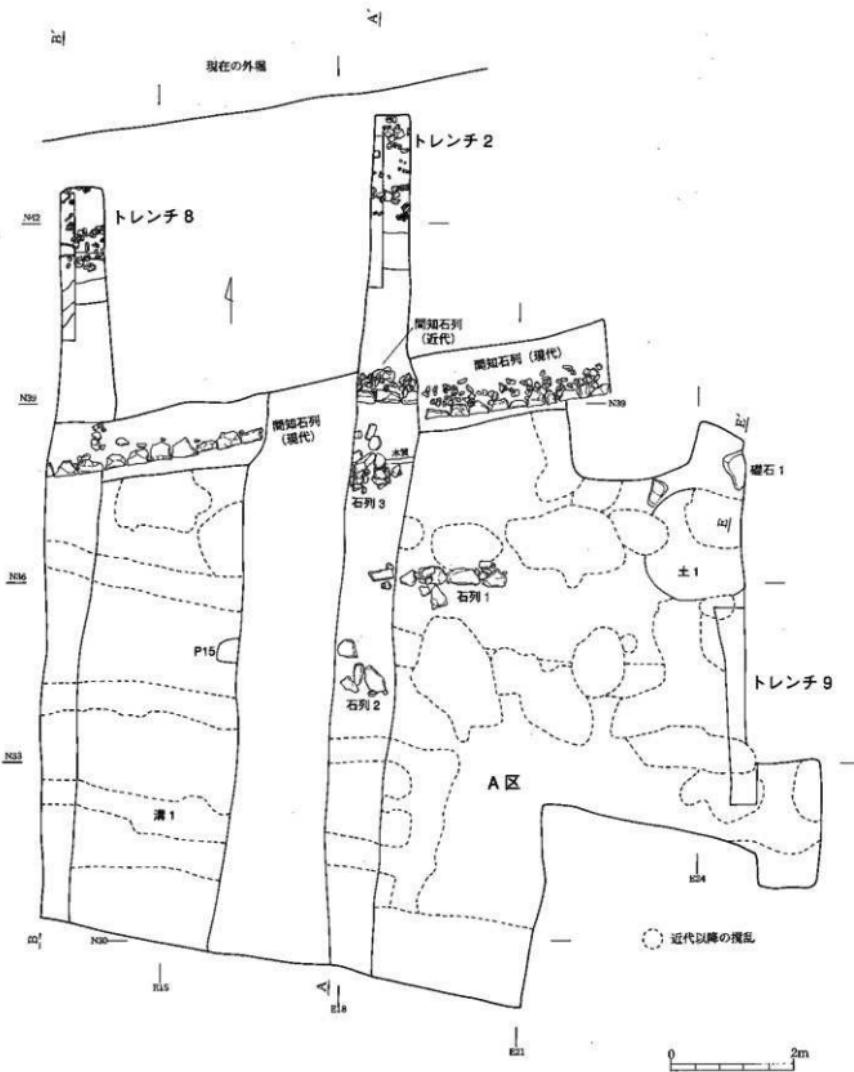
トレンチ7と同様、調査区の全面を搅乱土が覆う。また二の丸の東縁に沿って旧裁判所に関わる円形の搅乱坑が連続して掘り込まれ、深いすり鉢状の坑内には多量の陶磁器類、瓦、金属製品が廃棄されていた。

カ 土壌盛土・二の丸整地土

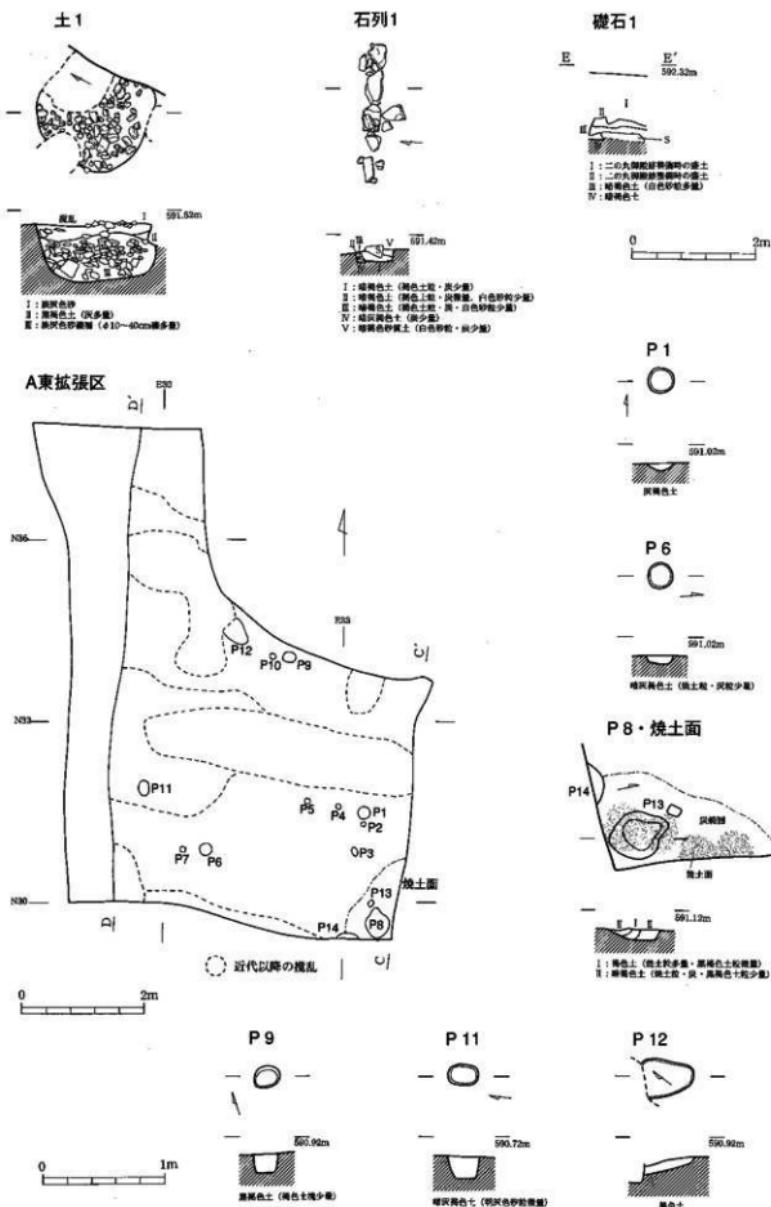
トレンチ5ではほぼ平坦で西側がやや高まる地山面が観察された。土壌盛土は上部を削平されるが、厚さ1.1mを残している。地山のシルトや細砂を盛り上げ、下半は黄褐色系、上半は褐色系と黄褐色系のシルトが版築状に互層をなす。トレンチ北壁での土層観察によりトレンチ7の石列と同様、上面が平坦な礎石状の大形石材が盛土中にあり、その東側には破碎礫が集中していた。盛土層の流れからみてもその周辺が土壌の裾部と考えられた。この延長をD区に迫った結果、上述の破碎礫の集石1・2や胴木状の木材が同じライン上で検出され、これらが土壌櫓部の遺構である可能性が高まった。ちなみに石材西端から東側の基底残存部までの幅は4.8mを測る。

6 トレンチ6

二の丸土塙跡の基礎データを得るために、今回の対象地とは別に、太鼓門の南、松本市立博物館別館収蔵庫(重要有形民俗文化財収蔵庫)裏にトレンチを設定して掘り下げた。トレンチは東西長4.2m・幅1.4mで、現地表より1.3mまで掘り下げたが、搅乱が深く全面に及び、何ら遺構もなかったため調査を打ち切った。



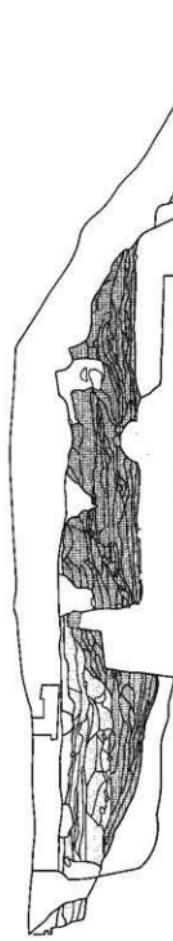
第5図 A区、トレンチ2・8・9全体図



第6図 A東拡張区全体図、各遺構図

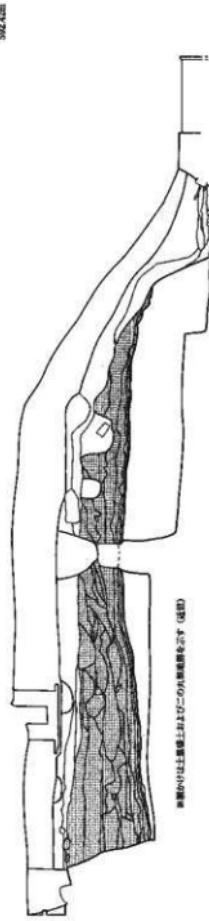
トレンチ2

A'
5952.42m



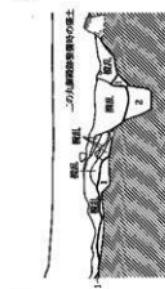
トレンチ8

B'
5952.42m



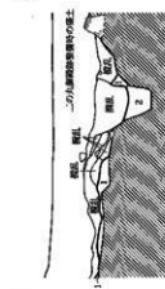
A 東張張区東壁

C'
5952.22m



A 東張張区西壁

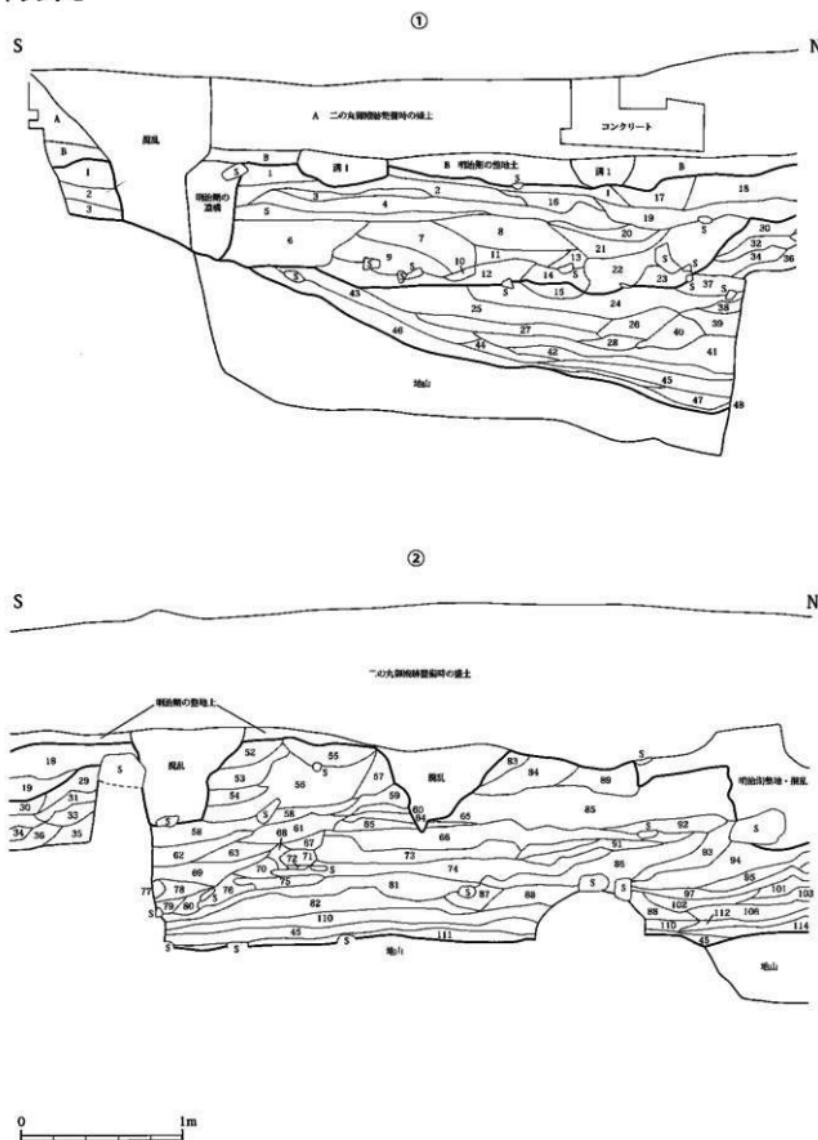
D'
5952.02m



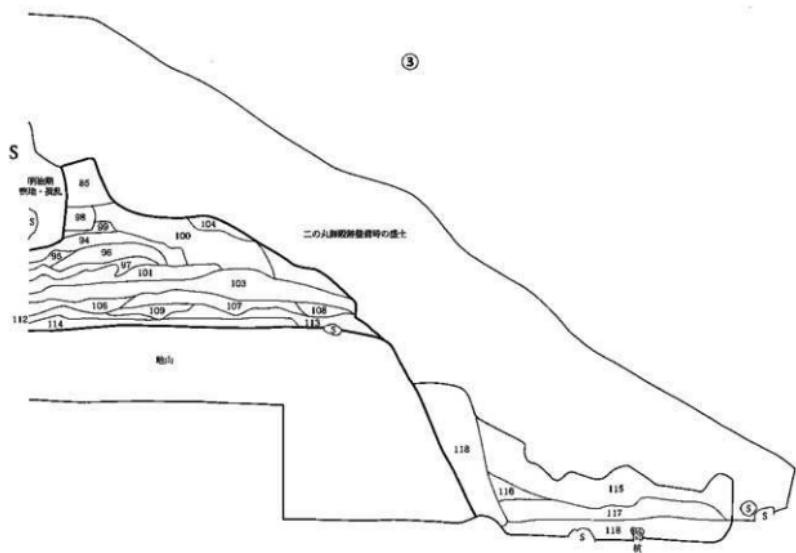
0
2m

第7図 A区、トレンチ2・8土層断面図

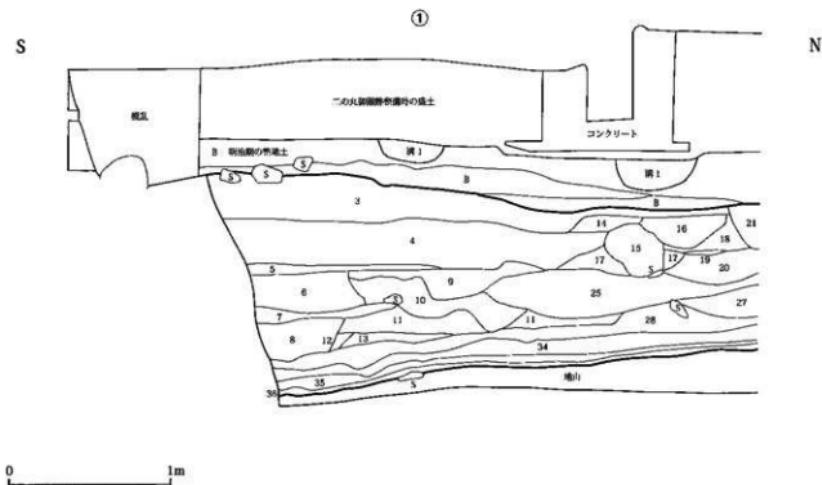
トレンチ 2



第8図 トレンチ2・8土層断面細部図 (1)



トレンチ 8



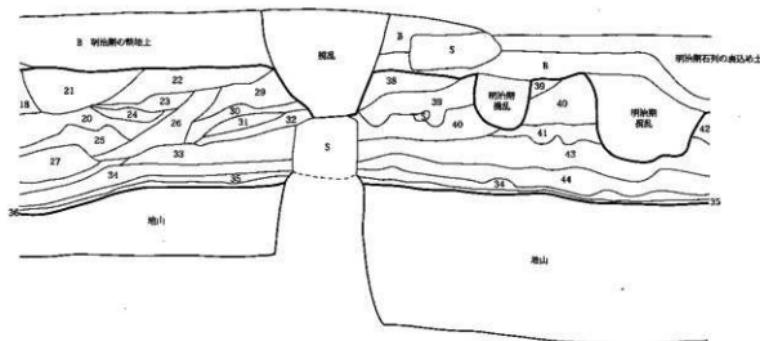
第9図 トレンチ2・8土層断面細部図 (2)

②

S

N

二の丸御内野些塙時の墳土

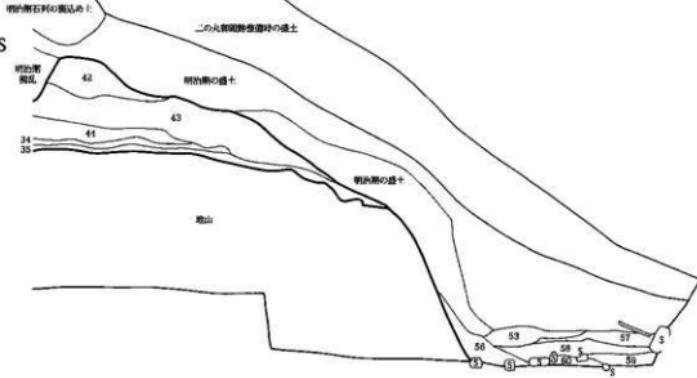


③

S

N

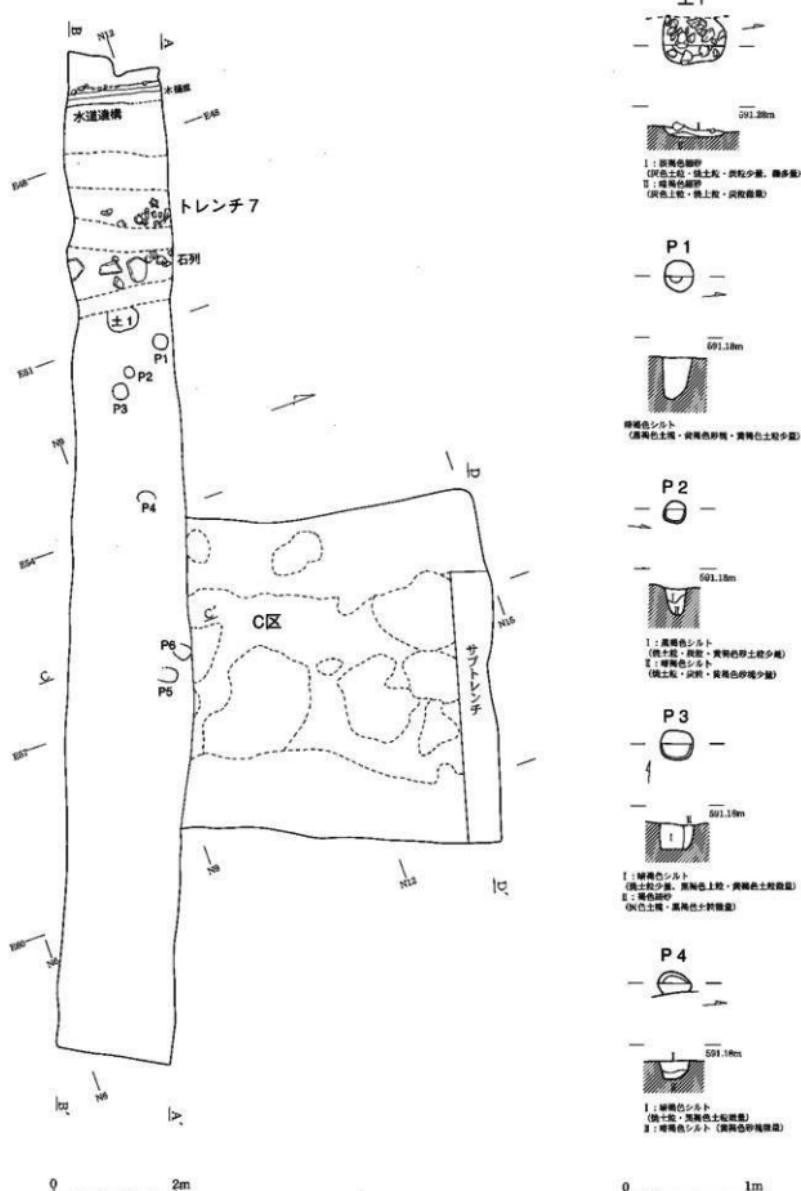
二の丸御内野些塙時の墳土



0

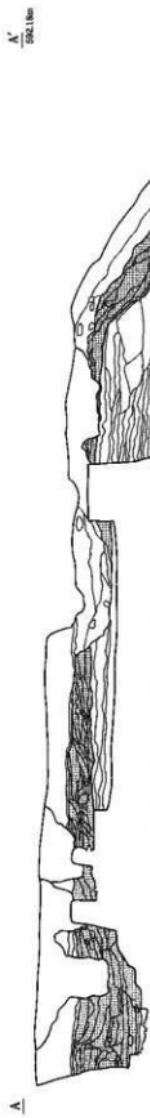
1m

第10図 トレンチ2・8土層断面細部図 (3)

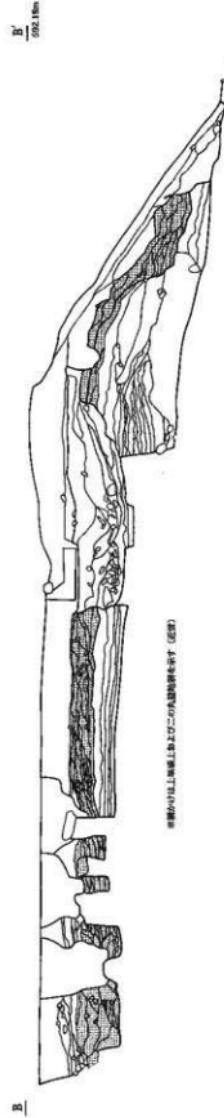


第11図 C区・トレンチ7全体図、各遺構図

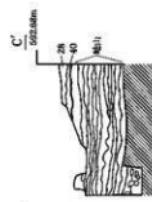
トレンチ7 北壁



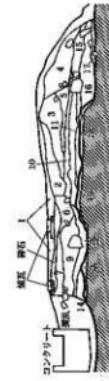
トレンチ7 南壁



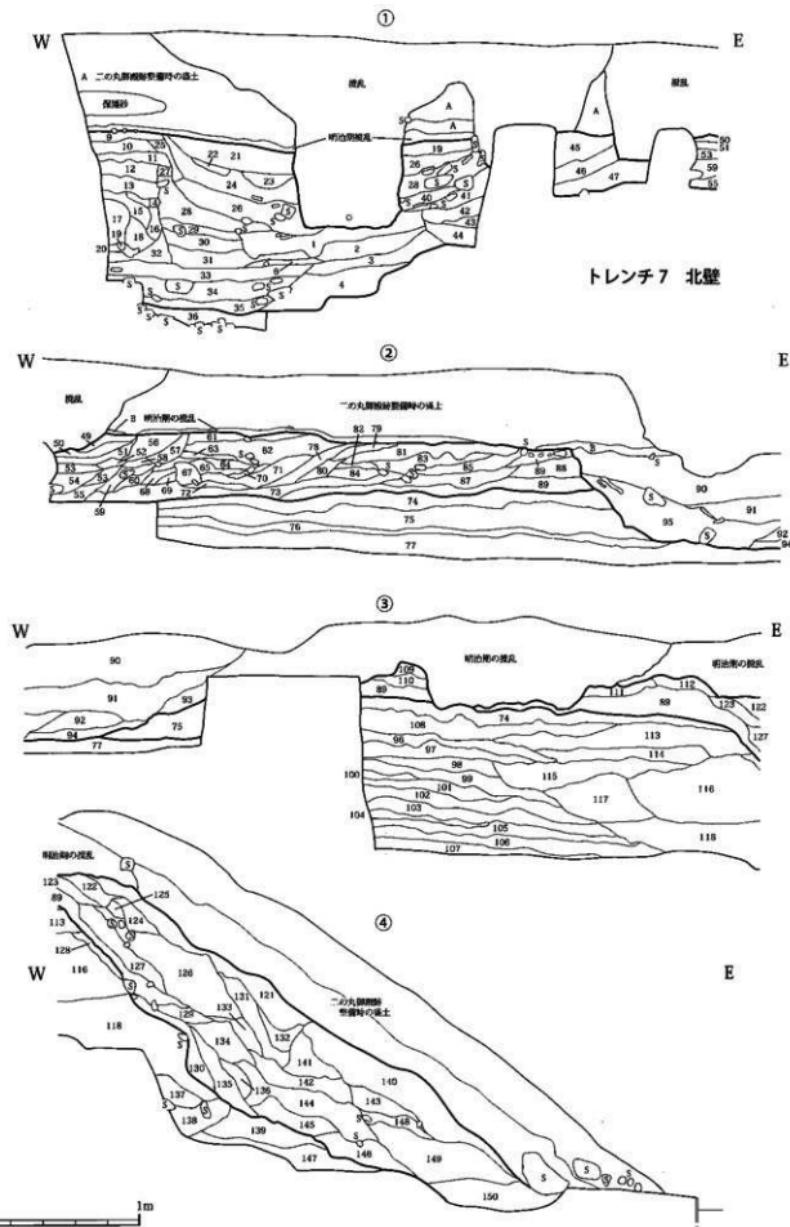
トレンチ7 南北



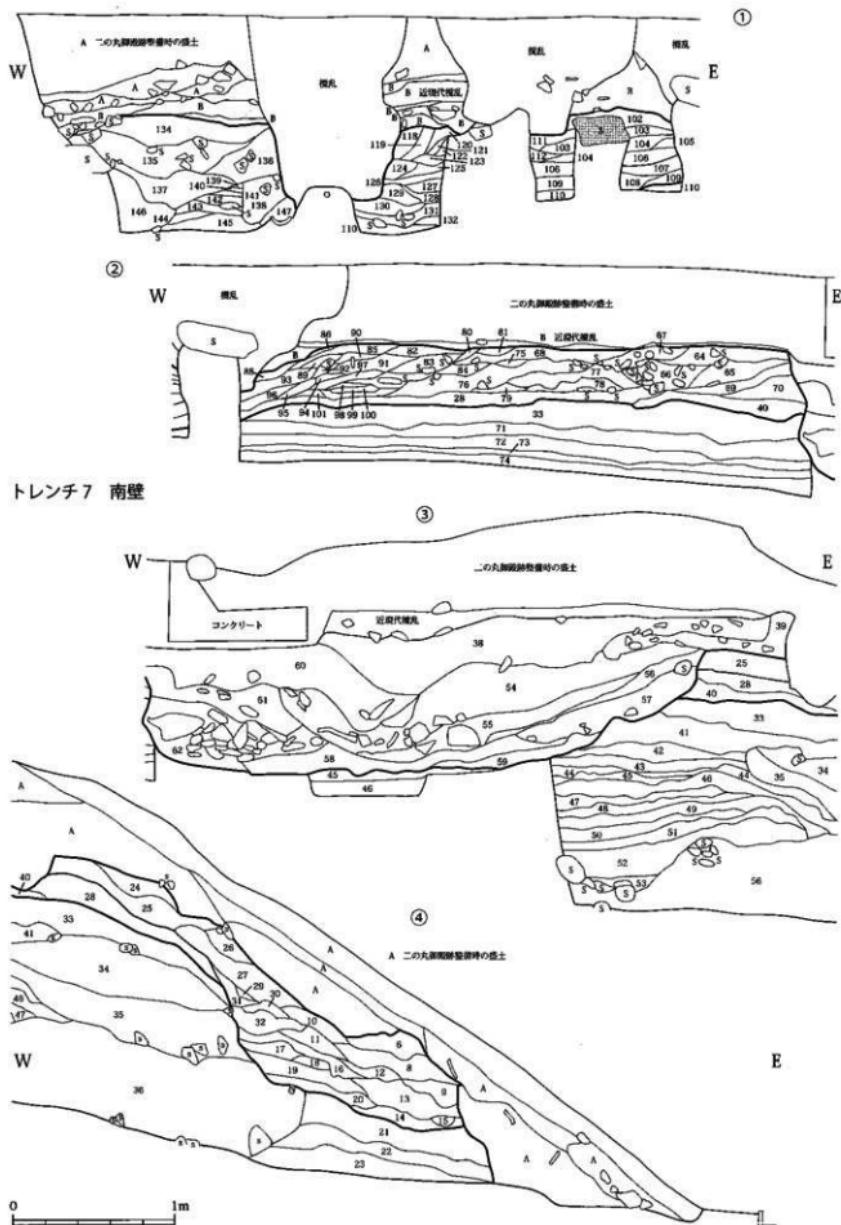
C区北壁



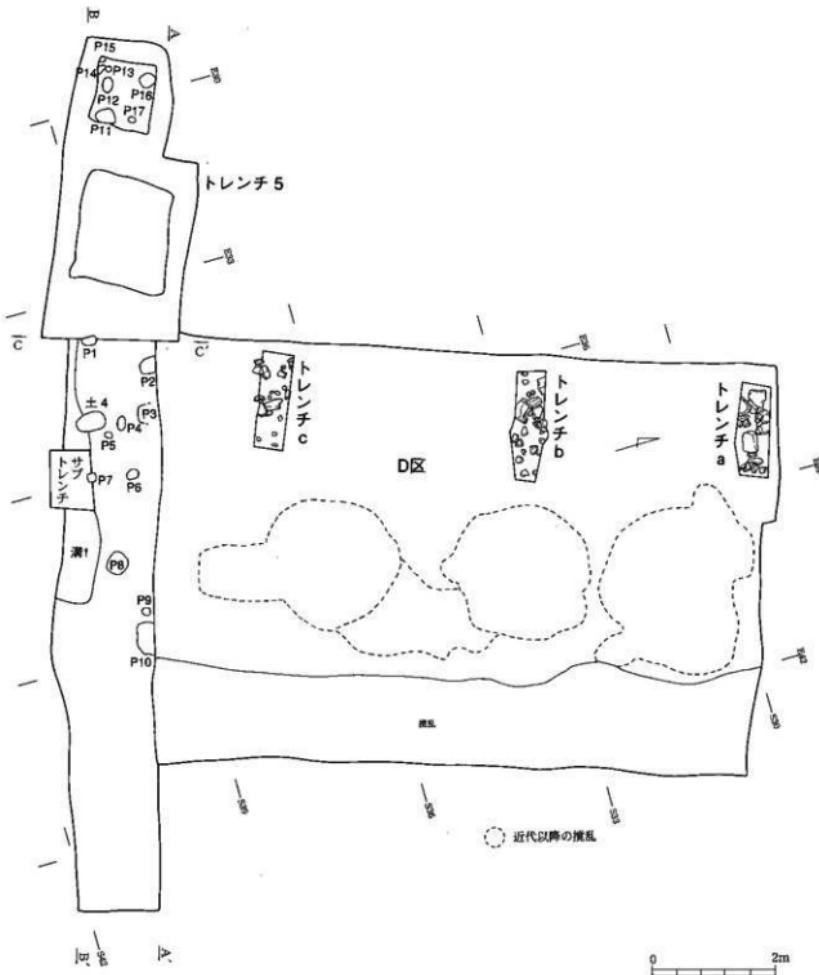
第12図 C区・トレンチ7土層断面図



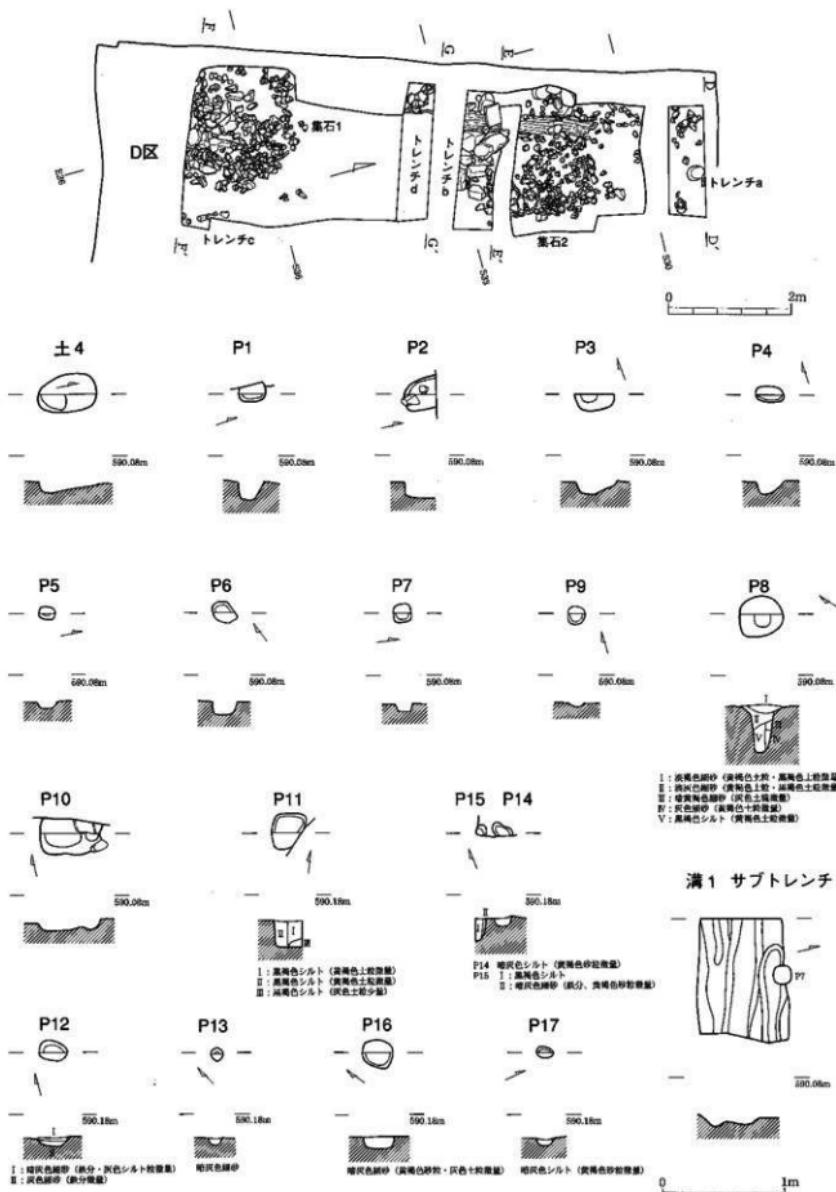
第13図 トレンチ7土層断面細部図（1）



第14図 トレンチ7土層断面細部図 (2)



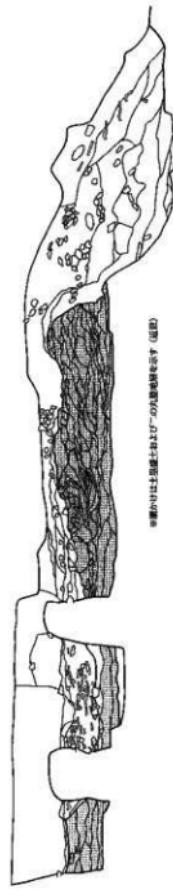
第15図 D区・トレンチ5全体図



第16図 D区各造構図

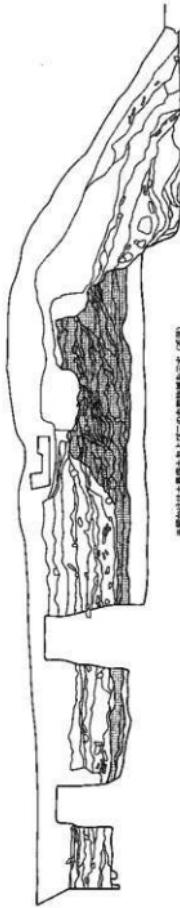
トレンチ5 北壁

$\frac{A'}{59.0m}$



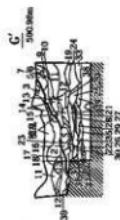
トレンチ5 南壁

$\frac{B'}{59.0m}$



第17図 D区・トレンチ5土層断面図

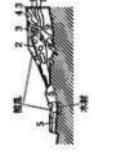
D区トレンチd



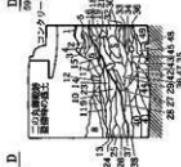
D区トレンチc



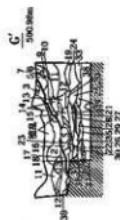
D区トレンチb



D区トレンチa



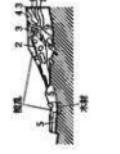
トレンチ5 南北



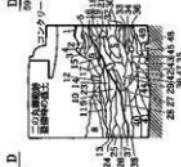
D区トレンチd



D区トレンチb



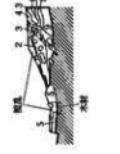
D区トレンチa



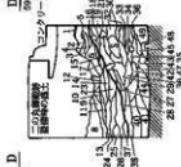
D区トレンチd



D区トレンチb

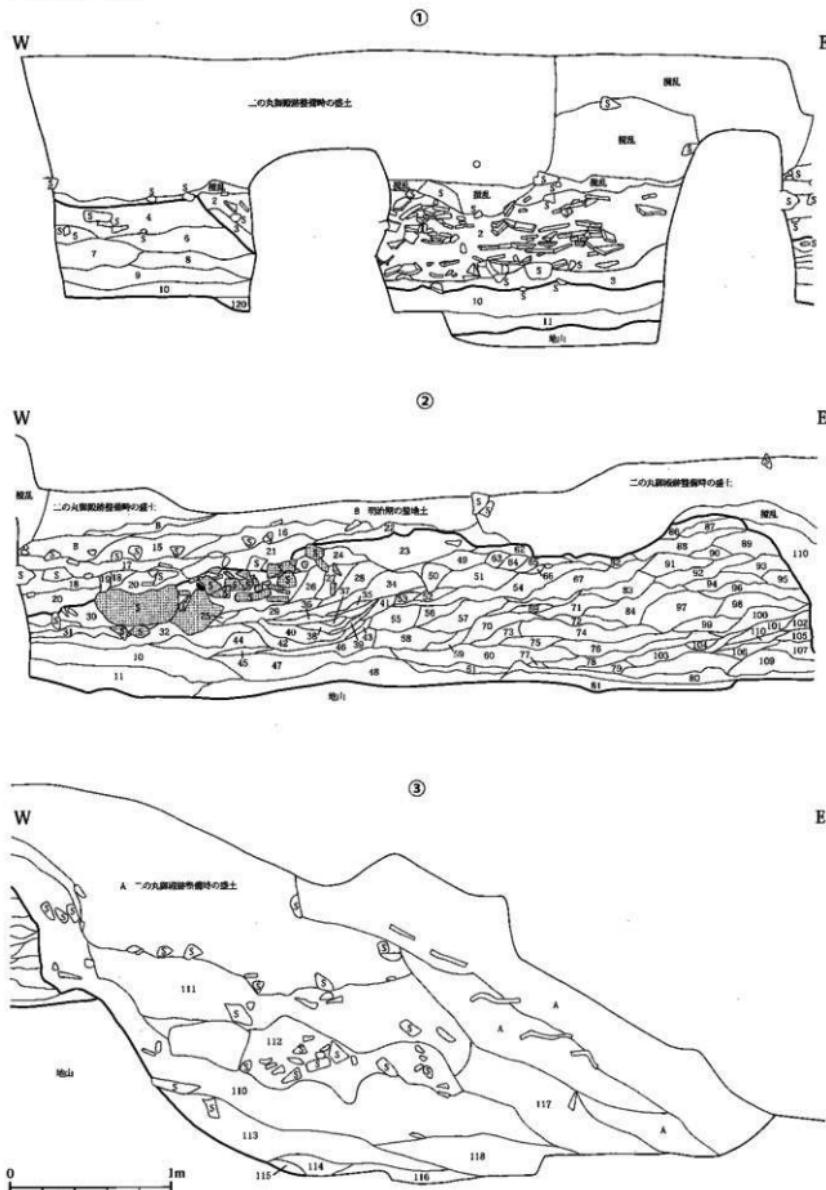


D区トレンチa



0 2m

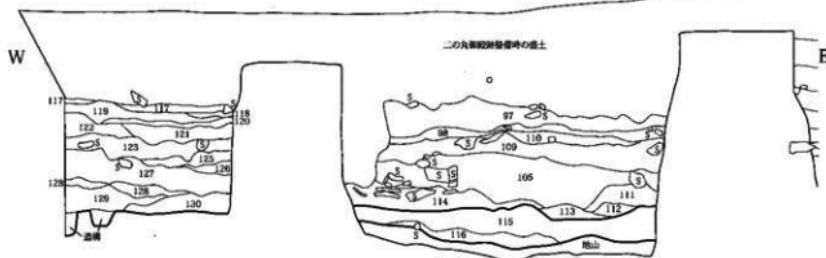
トレンチ5 北壁



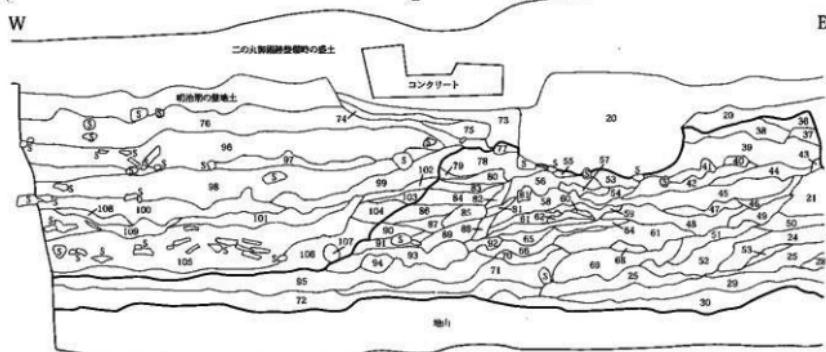
第18図 トレンチ5土層断面細部図 (1)

トレンチ 5 南壁

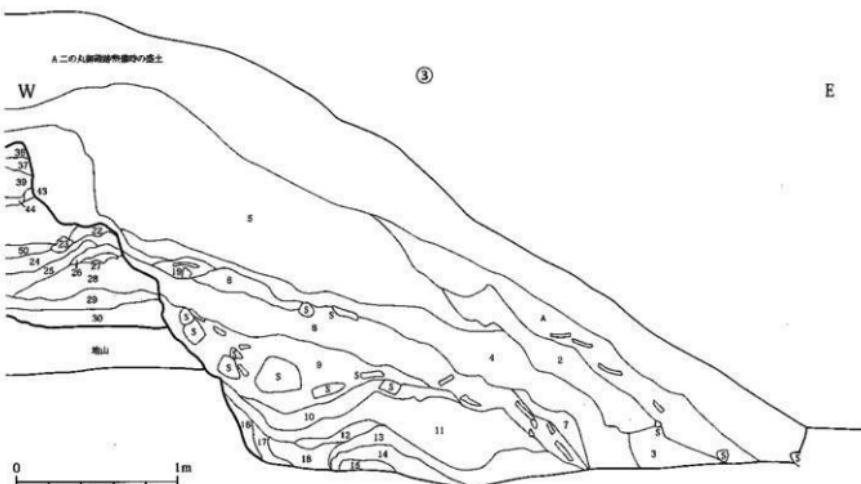
①



②



③



第19図 トレンチ5土層断面細部図 (2)

第2節 遺物

1 土器・陶磁器・土製品（第20～30図・第4表）

今回の調査では非常に多数の遺物が出土した。そのうち図化可能なものとして284点を掲載した。種別としては磁器・陶器・炻器・瓦質陶器・土器・土製品などがみられる。器形は非常に多岐に渡るため、高台を有し底部で屈曲するやや深めのものを碗類、底部で屈曲し口径が広く器高が低いものを皿類、底部で屈曲するものの内碗・皿以外のものを鉢類、胴部が垂直ないしは膨らみを持ち器高が高く口径が広いものを壺類、胴部が膨らみを持ち同上半部に最大径を持つものを壺類、胴部に注口を持つものを注口類、胴部が屈曲し、頸部ですばまって口縁部に至るもの瓶類、甕・鉢・皿形を呈し、把手や注口がつくものを鍋類、甕・鉢形を呈し、胴部に受け部のあるものを釜類に区分した。なお蓋については独立した器形として扱ったが、セットとなる身が判断できるものに関してはその器形と一緒に掲載した。それぞれの形については第20図を参照していただきたい。

また、形状・法量等を基準として器形をさらに細分化して器種とし、碗類：碗・丸碗・筒型碗・端反り碗・腰折碗・小碗・小杯・天目碗、皿類：皿・玉縁皿・折縁皿・菊皿・輪花皿・大皿・御皿・灯明皿・灯明受け皿、鉢類：鉢・笠原鉢・蓋付鉢・片口鉢・段重・蕎麦猪口・猪口・捏鉢・練鉢・摺鉢・香炉・饅盥・合子・向付・植木鉢・火入・火鉢・焜炉・七厘・風炉、壺類：壺・大甕・壺類：壺・双耳壺・四耳壺・饅油壺・茶入・水入・焼塙壺、注口類：急須・土瓶・銚子・水滴・瓶類：瓶・徳利・花瓶・仏花瓶・神酒徳利・鍋類：鍋・土鍋・内耳鍋・焙烙鍋・行平鍋、釜類：釜・茶釜・甕に区分した。

（1）種別分類

ア 磁器

磁器は181点出土している。内訳は碗類129点・皿類14点・鉢類19点・壺類1点・注口類9点・瓶類3点・蓋5点・不明1点であり、圧倒的に碗類が多く出土している。ほとんどが瀬戸美濃産であり、他の産地のものは肥前産16点・九谷産1点・産地不明品5点のみである。これらの中多くは銅版転写・型紙摺り・吹き絵など明治期に特徴的に見られる技法が使われており、呉須もやや青みが強いコバルト呉須が使用されているため、明治の後半に帰属すると思われる。近世に属するものは13点確認でき、全て肥前産磁器である。

イ 青磁・白磁

6点の青磁と1点の白磁が出土している。青磁の内4点は龍泉窯系の青磁であり15c代のものであると考えられる。残る2点は鮮やかな発色を示すものであり、19c代のものであろうと思われる。

ウ 陶器

陶器は66点出土している。碗類3点・皿類2点・鉢類11点・壺類1点・注口類20点・蓋類25点・瓶類3点・鍋類1点であり、注口類・蓋類が多く出土していることがわかる。特に蓋類はほとんどが急須・土瓶の蓋であるため、陶器のほとんどが急須・土瓶で占められていたことがわかる。これら土瓶もほぼ同一文様で同法量のものが多く、帰属時期も19c後半と考えられるため、同時期にまとまって使用されていたものと考えられる。

エ 炊器

炻器は1点のみ出土している。内面に布目がある蓋であり、上面には放射状に竹と思われる文様が施されている。内面には一部墨書のようなものが確認できるが、意図的に書かれたものであるかは不明である。

オ 瓦質陶器

瓦質陶器も1点のみの出土である。胴部に6単位の文様が型打ちされ、円形の脚を持つ火鉢であると思わ

れる。6面にはそれぞれ異なる文様が描かれており、熊手を持った翁や鳳凰などが見られる。

カ 土器

土器は23点出土している。皿7点・鉢3点・甕1点・鍋9点・十能1点・黒色土器1点・不明1点である。鍋の多くが内耳鉢であり、恐らく在地産であろうと思われる。鉢は総じて火鉢であるが、残存状態も良くなく帰属時期等は不明である。皿はほとんどが灯明皿であると思われ、4点には煤の付着が見られる。7点中5点はロクロ成形のものであるが、2点のみ手捏ね成形のものが見られた。

(2) 各地区の様相

ア トレンチ1

トレンチ1からは17点の遺物を図化した。ほぼ19c～20cの遺物であり、近現代に属すると思われる。

イ A区（トレンチ2・8）

A区からは総数101点の遺物を提示した。97点と大半が近代の搅乱・整地土中から出土しているが、4点のみ遺構及び近世の土層中から出土している。17は焼土面から出土している。胸部がわずかに屈曲しながら立ち上がる内耳鉢で、内面口辺部には3条の指ナデ痕が見られる。15c後葉～16c初頭に属するであろう。19は青磁の碗である。龍泉窯産のものであると思われ、外面には蓮弁文が見られる。15c代に帰属するものであろう。

近代の搅乱・整地土中から出土した遺物の大半は19c後半、明治期のものである。中でも特に磁器碗、陶器土瓶及び蓋は同一製品と思われるものが多く、土瓶・蓋は白泥を刷毛塗りした上に鉄絵が施されたものがまとまって出土している。磁器碗は銅版転写・型紙摺りなどで施文された文様が数パターン確認できる。これらの碗には見込みに上絵付けで「松本區裁判所」もしくは「松本裁判所」の文字が書かれている。文字は総じて中心から円を描くように書かれており、「松本裁判所」の文字は大きく、「松本區裁判所」は小さく書かれているという傾向を持つ。また、「松本區裁判所」が書かれた碗は口縁部に吹き絵を伴っているという特徴も見られる。このような文字を伴った碗は内外面の文様・法量ともに同一であるものが多いため、同時期に書かれたものであると推測できる。当該調査地には明治11年7月1日に六九町より移転した松本裁判所本庁・松本区裁判所が置かれており、以後昭和52年に丸の内町へと移転されるまで存続している。この裁判所は明治15年に地方裁判所から始審裁判所、松本区裁判所から治安裁判所と改称、明治23年には松本区裁判所及び長野地方裁判所松本支部と改称されている。そのため「松本裁判所」や「松本区裁判所」の名称が使用されていたのは明治11年以降であると推定することができ、このような文字が書かれた遺物もこの間に使用されていたと考えられるであろう。

ウ トレンチ4

トレンチ4からは3点の遺物が出土している。総じて瀬戸美濃産であり、19cに帰属するであろう。

エ C区（トレンチ7）

C区からは21点の遺物を掲載した。内11点は土壌盛土・二の丸整地土から出土しており、1点は外堀埋土から出土している。時期不明のものもいくつかあるが、多くは17c後葉～18c中葉に帰属する。130は龍泉窯産の青磁である。小片での出土であるため帰属時期等は判断しがたいが、恐らく瓶子の肩部であると思われる。残る9点は近代の搅乱・整地土からの出土である。多くは19c後半に属するものであり、やはり銅版転写や型紙摺りといった技法が見られる。

オ D区（トレンチ5）

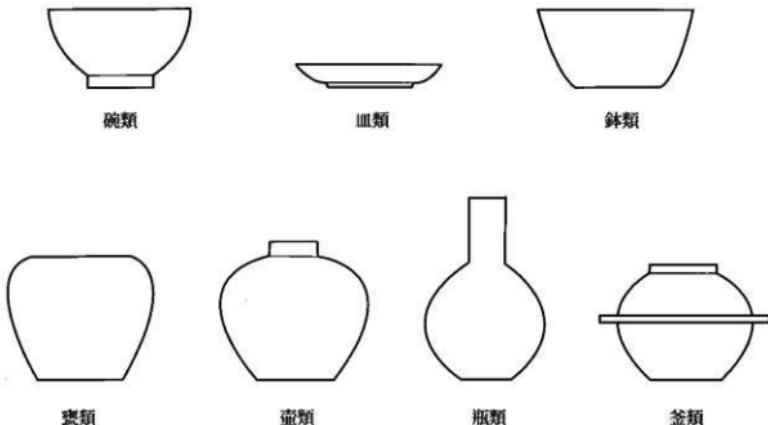
D区からは140点の遺物を図化した。内遺構に所属するものが23点、土壌盛土・二の丸整地土が5点、近代の搅乱・整地土が112点である。遺構では主に集石1・2で遺物が出土しており、大半が19c後半に帰属す

ると思われる。土墨盛土・二の丸整地土から出土した遺物は122～132である。これらは総じて近世以前に帰属すると思われ、一部中世以前の遺物も散見している。168は黒色土器の椀である。内面は黒色処理されており、外面にはミガキが見られる。10c後～11c前に帰属するであろう。165・166は青磁である。166は底部のみの小片であるため詳細は不明である。165は内面に陰刻、外面に蓮弁文を持つ碗で15c代に比定される。ともに中国の龍泉窯で作られたものであろう。

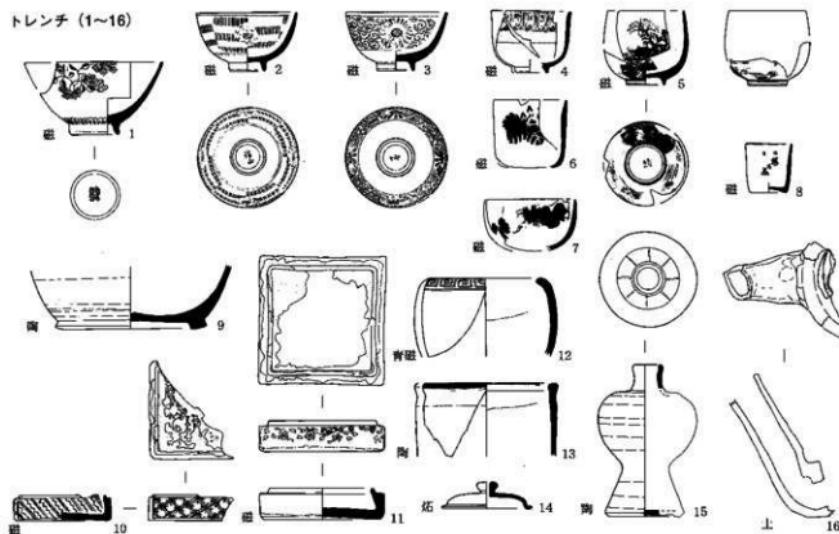
近代の搅乱・整地土より出土したものは大半が19c後半に帰属する。磁器のほとんどは銅版転写や型紙摺りで施文されたもので、同一製品と思われるグループがいくつか見られる。陶器はA区で見られたような白泥刷毛塗りの土瓶・蓋がまとまって出土している。こちらもやはり同時期にまとめて使用されたものと考えられ、A区出土の土瓶とも同時期であろう。

カ トレンチ6

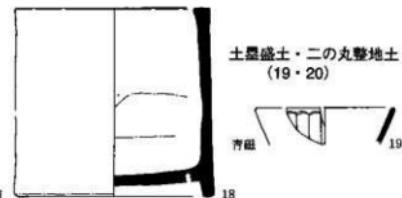
トレンチ6からは2点の遺物を掲載した。282はやや縁がかった呉須で花文が描かれた磁器碗である。小片であるため詳細は判別しがたいが、恐らく18c後半の肥前産であろうと思われる。



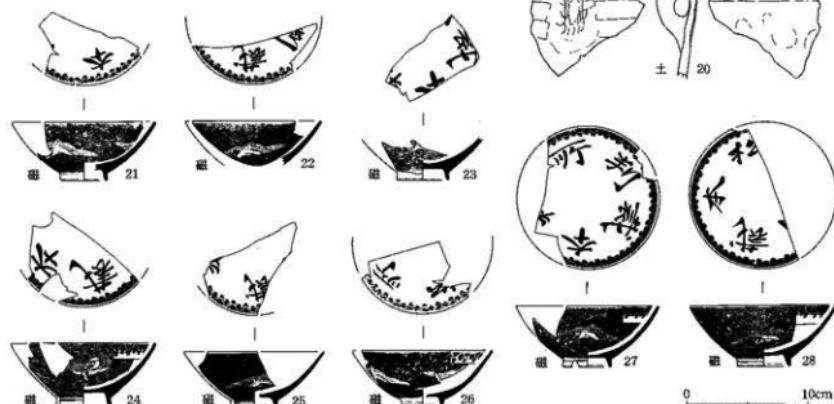
第20図 器形分類模式図



満状造構 1 (18)



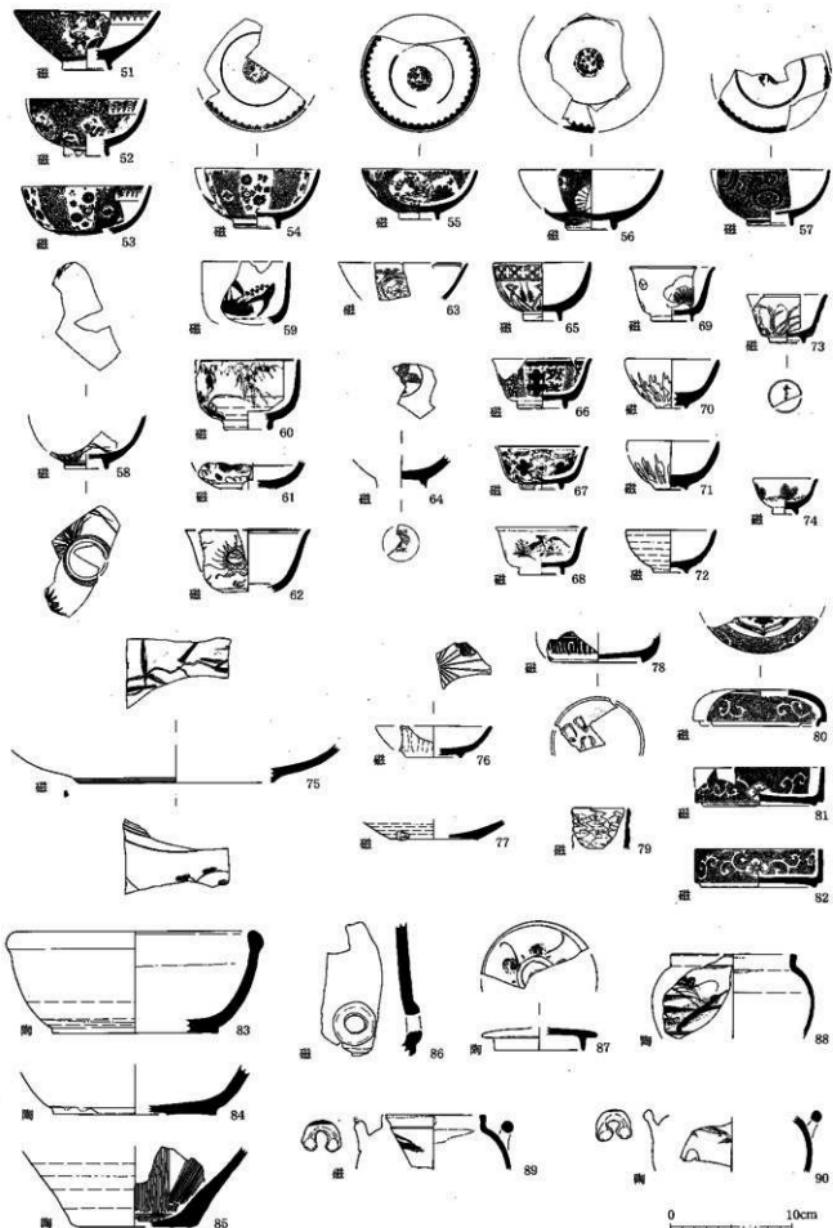
近代の攪乱・整地土 (21~117)



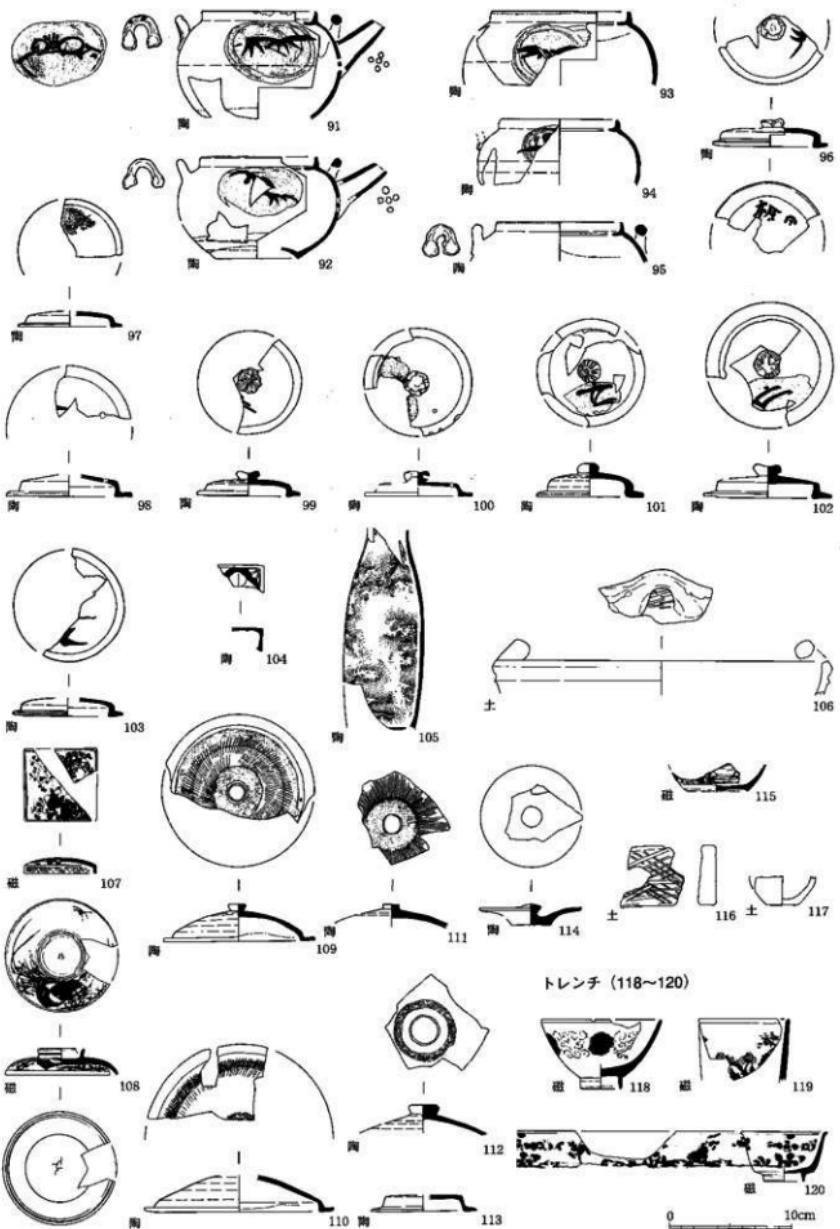
第21図 土器・陶磁器・土製品 (1)



第22図 土器・陶磁器・土製品 (2)

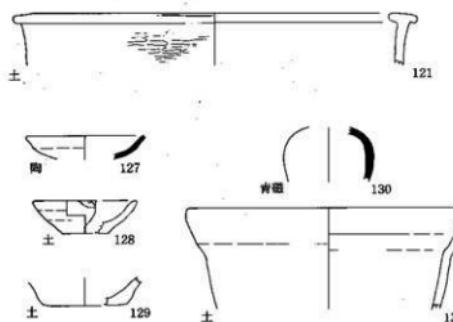


第23図 土器・陶磁器・土製品 (3)

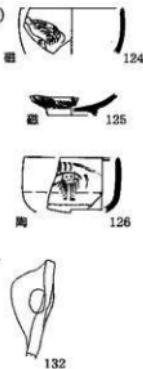


第24図 土器・陶磁器・土製品 (4)

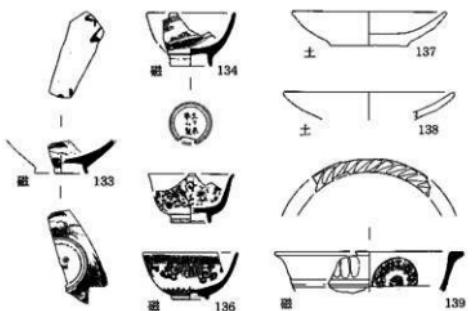
C区（トレンチ7）
外堀埋没土（121）



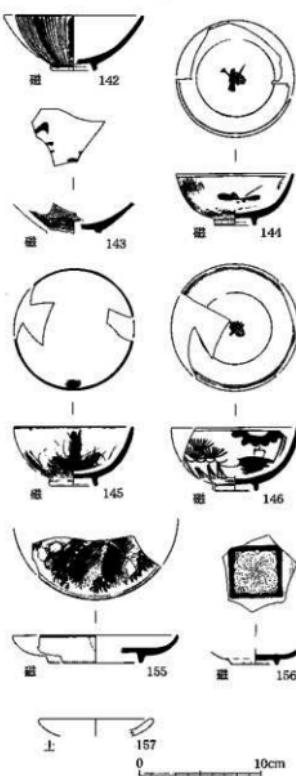
土星盛土・二の丸整地土（122～132）



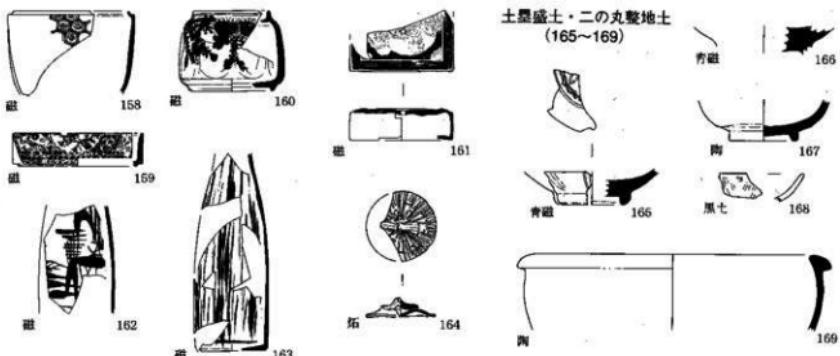
近代の攪乱・整地土（133～141）



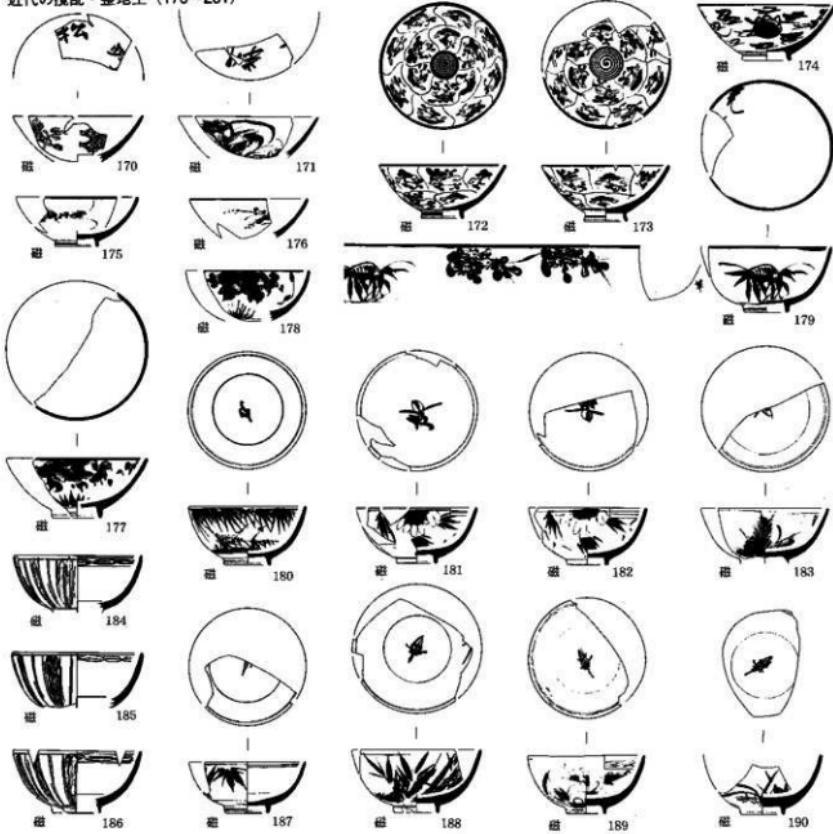
D区（トレンチ5）
集石1・2（142～164）



第25図 土器・陶磁器・土製品（5）



近代の擾乱・整地土 (170~281)

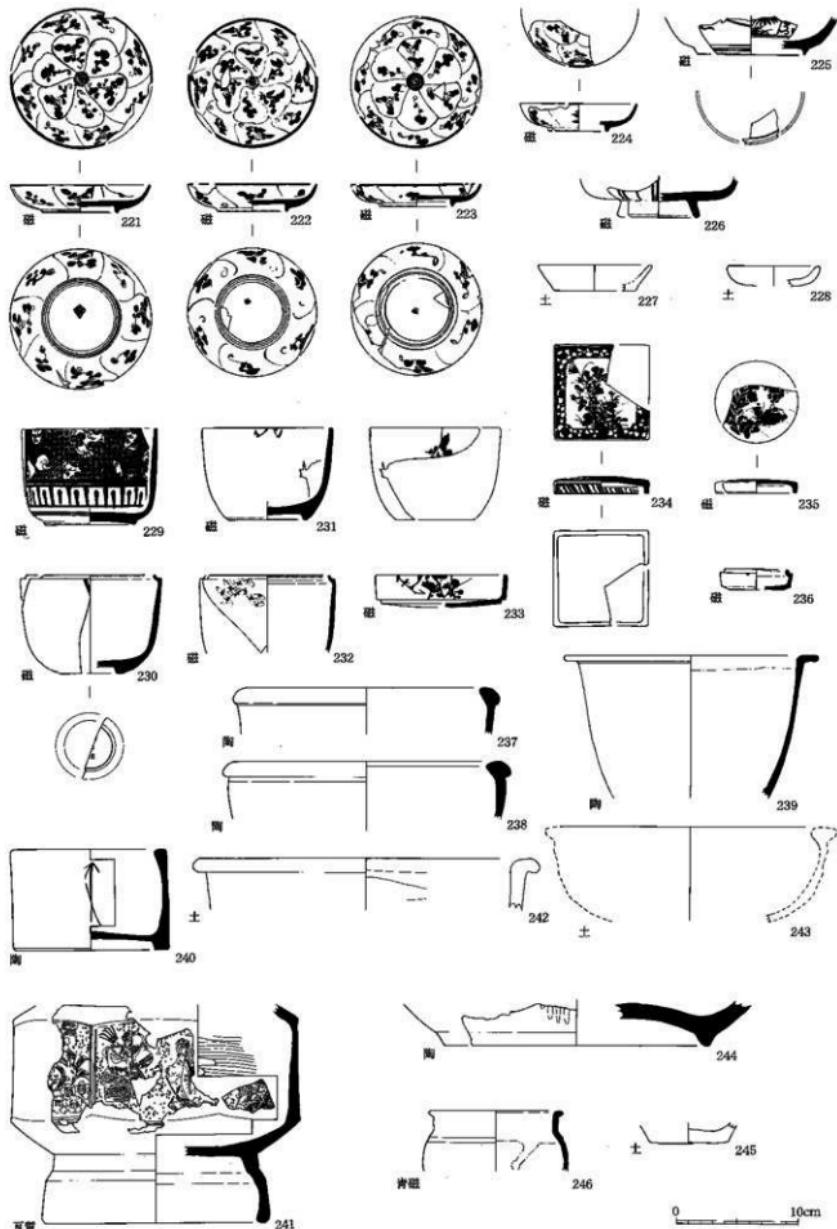


第26図 土器・陶磁器・土製 (6)

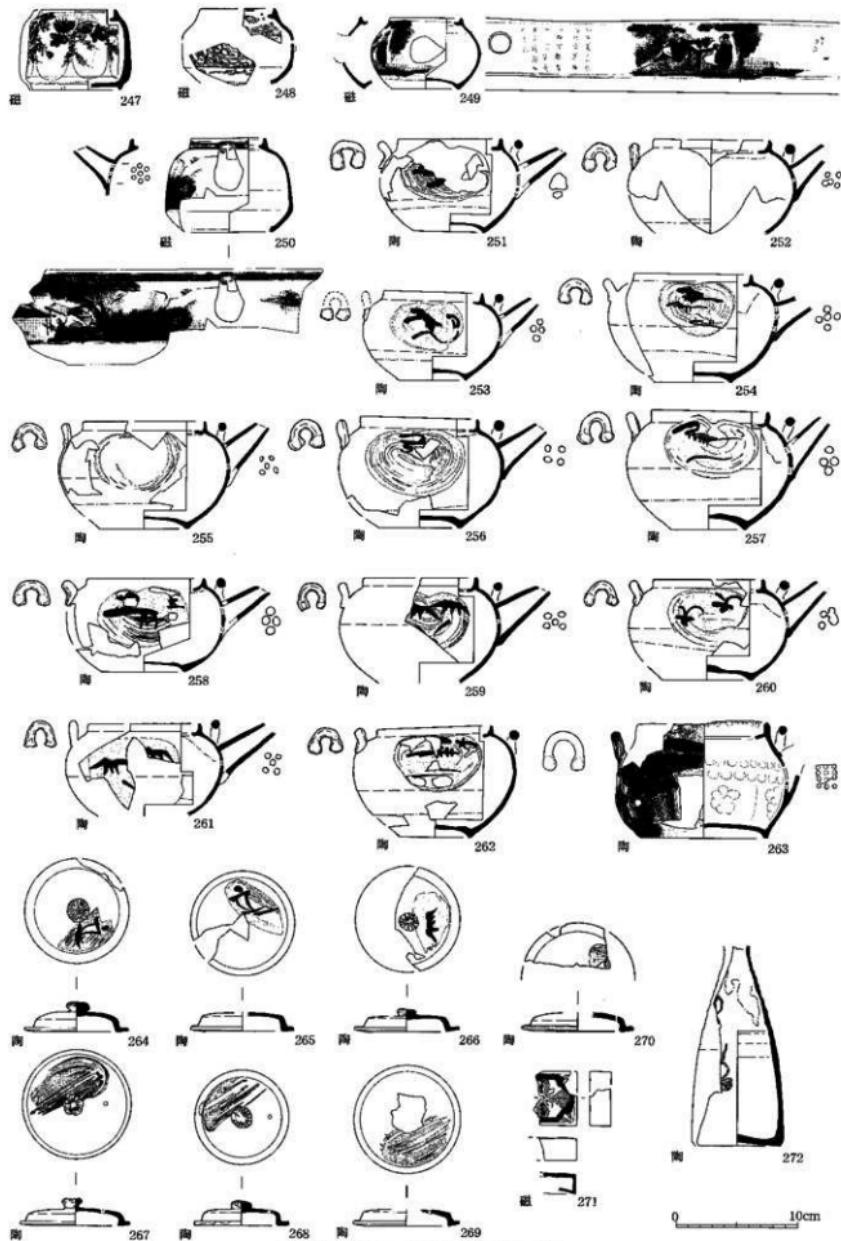
0 10cm



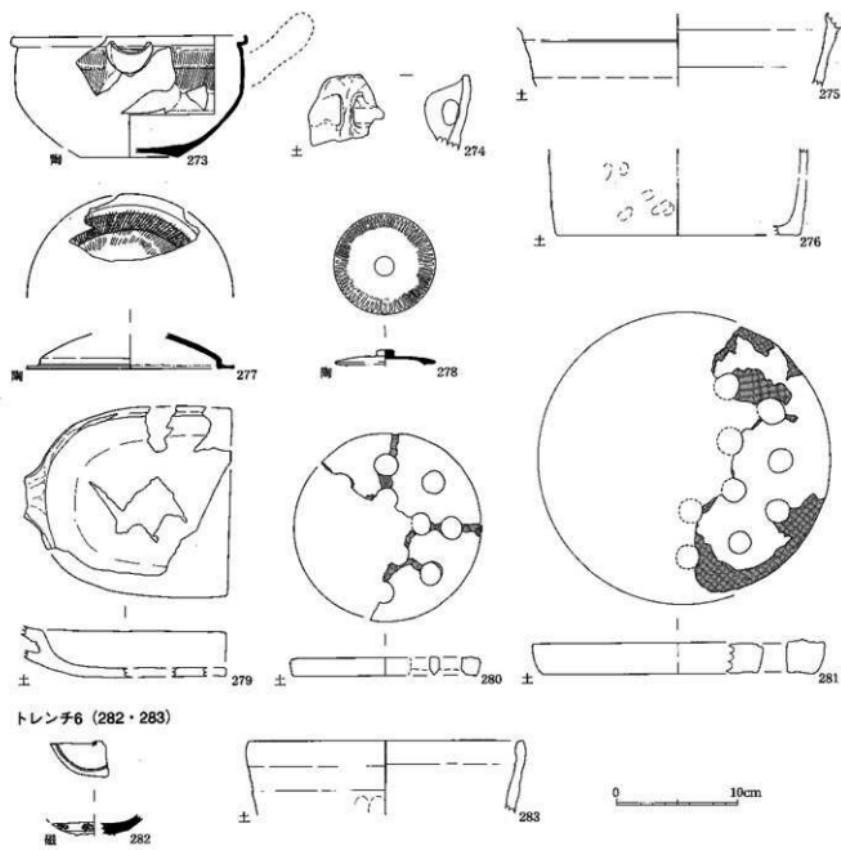
第27図 土器・陶磁器・土製品 (7)



第28図 土器・陶磁器・土製品 (8)



第29図 土器・陶磁器・土製品(9)



第30図 土器・陶磁器・土製品 (10)

2 瓦（第31・32図・第5表）

瓦は今回の調査で最も多く出土した遺物であり、総量整理用コンテナ22箱分、総重量250.8kgが出土している。出土した瓦はほとんどが小片であり、種別すら判別できないもののが多かった。そのため判別可能である軒丸瓦、軒平瓦、軒棟瓦、飾り瓦を中心に47点整理し一覧表を作成した。また、その中で比較的の残存状態の良い10点に関しては拓本を掲載した。なお、本文及び表中では拓本を掲載したものは拓本番号を、その他のものはNo.○として整理番号を表記した。また、文中の「紋」「文」の字については、家紋を表す際は「紋」、文様等を表す際は「文」を使用した。

（1）全体の様相

地区ごとの内訳はT1:1.4kg、A区:71.1kg、T3:0.3kg、T4:7.0kg、C区:25.7kg、D区:140.0kg、T6:5.3kgであり、全ての地区で普遍的に出土している中でD区周辺の出土量が特に多いことがわかる。D区出土の瓦のほとんどは棟瓦であり、出土地点もT5西側と土塁法面付近に集中している。特に土塁法面付近の瓦は一部棟瓦が數詰められたような様相を呈してはいるが、双方とも明治期の搅乱土層中から出土しているため土壘に伴うものではないと思われる。D区付近は明治期の松本裁判所に伴う構造物があった場所とほぼ一致するためこれらの瓦は松本裁判所に使用されていた瓦であろう。

ア 軒瓦

丸瓦は23点出土している。総じて残存状態が悪く全容の判断できる資料が少なかったが、体部が残存しているものはコピキBで密な布目を持つ瓦であった。軒丸瓦は20点出土しており、その瓦当面の文様によって立沢瀧紋、離れ六つ星紋、五七桐紋、巴紋に分類することができる。

ア) 立沢瀧紋

立沢瀧紋は8点出土している。ほぼ全ての瓦で瓦当面に砂目が確認されたが、1のみ砂目ではなく布目が見られた。瀧文は葉部の中心が凹み、茎が直に伸びるものと、葉部が膨らんで茎は開いており、周間に推定18個の珠文が施されているもの（2・No.39）の2種類が確認できる。1はほぼ完形の軒丸瓦である。全長約55cmと大型で内外面ともに丁寧な縫ヶズリによって調整されている。胴部中央には穿孔があり、内面には吊り綱痕が見られた。この吊り綱痕には織維物が付着しており、吊り綱が残存したものであると考えられる。瓦当には葉部が凹む形の瀧文が見られる。瓦当面には他と違い布目が見られるため、型からの抜き取りには布を使用したことがわかる。また、二次焼成によるものか外側が灰白色になっていることも特徴的である。

イ) 離れ六つ星紋

5点の瓦で確認された。瓦当面は全て雲母粒により磨きがかけられており、体部には内外ともに縫ヶズリが施されている。コピキはやはりBであり、布目は密である。9はほぼ完形の瓦である。内面は丁寧な縫ナデで調整されており、体部には固定用の孔が空けられている。全長は30cm程度で、2.5cmとやや短めな玉縫がつけられていた。

ウ) 五七桐紋

3の1点のみ出土している。残存状態が悪く瓦当面も1/3程度しか残っていないため詳細は定かではない。瓦当面には左側葉と花蕾の一部が見られ、砂目が確認される。金箔などの付着物は見られなかった。

エ) 巴紋

巴紋は5点出土している。総じて残存状態が悪く瓦当面のみの出土である。瓦当面にはほぼ全てに砂目が見られるが、11のみ雲母粒が付着している。巴には右巻きと左巻きが確認できた。No.23とNo.34は左巻き

の巴紋である。ともに圓線はなく尾は短い。周囲には珠文が見られるが、No.23が12個、No.34が13個と少なめである。これに対して5・6・No.41は右巻きの巴紋である。No.41は周囲に圓線を持ち、尾の長い形の巴である。珠紋は小さめで推定24個と数が多い。6は圓線を持たない巴紋である。尾はやはり長めであり、珠文数も推定21個と多めである。5は瓦当面に雲母粒がみられる。圓線はなく、尾も短めで太い感じのする巴紋である。珠紋も大きめで8個しかみられなかった。巴紋は巴の回る方向、珠文の数、尾の長さ、圓線の有無などで分類することが可能であり、尾が長く珠文の多い一群は尾が短く珠紋の少ない一群より古いのではないかと考えられる。

イ 平瓦

軒平瓦が16点出土している。軒平瓦は中心文様、左右の唐草文、製作技法等で幾つかに分類することが可能である。中心文様は三葉にそれぞれ3つの珠飾りを持つ三葉三珠文、五つの葉が扇状に広がる五葉文の2種類に分けられる。また唐草文の形態は唐草の向きを指標として1～6類に分けられる。

ア) 五葉文

中心文様が五葉のものは5点出土している。総じて左右の唐草は3類が施されている。この3類の唐草は五葉以外の中心文様には伴っていないためこれらはセットであると考えてよいであろう。これら五葉の平瓦は全て瓦当面に砂目が見られ、瓦当上面は面取りされていないという特徴を持つ。No.30はほぼ瓦当面のみの出土である。瓦当面には若干焼土が付着し二次焼成を受けた痕跡が見受けられる。また、No.44はやや粗い胎土で焼成されており、やはり二次焼成を受けたためか内外面ともに白色化してしまっていた。

イ) 三葉三珠文

三葉三珠文は東海系の瓦とされる。今回の調査では6点確認された。左右の唐草の形態はほぼ全て4類が使用されていた。8のみ2類の唐草文が使用されているが、2類と4類は同様な文様であるため、五葉文同様三葉三珠文も左右の唐草はある程度限定されるものと思われる。これら三葉三珠文は文様が細く鋭いものと太く丸いものの2種類が存在する。瓦当面は雲母粒によって調整されている。また瓦当面上面が面取りされていることも特徴のひとつである。

そのほか1類（No.27）、5類（No.29）、6類（No.18）がそれぞれ1点づつ出土している。No.27は1類と考えられるが1類は唐草の向き、調整等で3類と共通する点が多いため3類と共にもしくは変遷していくものであると考えられる。5類6類は中心文様が残存しておらず帰属時期等の詳細は不明である。

ウ 棟瓦

棟瓦は最も多く出土している。内軒棟瓦は3点である。No.10は離れ六つ星のつく棟瓦である。軒丸部分のみの出土であるため詳細は不明であるが、径8.6cmと小ぶりな軒丸部に六つ星が見られる。器面は雲母粒が吹き付けられている。二次焼成によるものか黄灰褐色に変色しているのも特徴的である。10は軒丸部離れ六つ星紋、軒平部三葉三珠の軒棟瓦である。体部はあまり残存していないが内外ともに横ナデされており、軒丸部のみ縱ナデにより調整されている。器面には雲母粒が吹き付けられている。唐草は恐らく4類になると思われるが、唐草部の左右が対称ではないため詳細は不明である。

No.1～4はほぼ完形の棟瓦である。棟瓦自体技術変化に乏しいため詳細な帰属時期は不明であるが、出土状況からして明治期以降のものであろうと思われる。

(2) 考察

先にも述べたように今回の調査では250.8kgの瓦が出土している。これらの瓦の中で軒丸瓦、軒平瓦、棟

瓦には幾つかの傾向が確認できるため、比較的容易に分類できる家紋付の軒丸瓦を中心として考察を加えてみたいと思う。

第一によく見られるのが立沢瀧紋である。立沢瀧紋はほぼ全て瓦当面を砂により剥離させていた。この特徴は平瓦では五葉のものに見られる。良好な共伴資料がないため確実性には乏しいが、これらの文様にはセット関係が認められるといえるであろう。また、沢瀧文は葉部が凹型のものと凸型のものの二種類に分類でき、凸型のものには推定18個の珠文が伴うという特徴が見られる。これらの特徴は恐らく時期的差異を有していると思われ、凸形で珠文を伴うものの方がより古いと考えられる。立沢瀧紋は水野家の家紋であり、水野・家は寛永19（1642）年水野忠清が入封して以来、享保10（1726）年までの84年間松本城主を務めている。立沢瀧紋の瓦はこの際に使用されていたものであり、84年間という長い在城期間の中でこのような変遷が生じたものと考えられるであろう。

次にまとまって出土しているのが離れ六つ星文の瓦である。これらの瓦は総じてコピキがB、布目は密であり器面に雲母粒が吹き付けられている。このような特徴は中心文様が三葉三珠文である軒平瓦にも見られた。この離れ六つ星文と三葉三珠文の組み合わせは10の軒棟瓦でも確認できるためこれらの文様は同一時期のセットとして捉えることができるであろう。離れ六つ星紋は戸田家の家紋として知られており、この戸田氏は松本城において元和3（1617）年～寛永10（1633）年と享保10（1726）年～明治の二度入封している。雲母粒を吹き付けるという製作技法は江戸時代後半に確立されたと考えられるので、これらの瓦は享保年間に入封した戸田氏が使用していたものであるといえるであろう。

また、1点のみではあるが桐紋の瓦も出土している。桐紋は豊臣秀吉がさまざまな理由から特定の家臣にのみ金箔瓦と共に使用を許した瓦であり、松本城においては甲府城等と同様江戸の徳川家康を包囲する城として石川氏が使用を許されている。今回出土した桐紋瓦には金箔の痕跡は見られなかったが、このような経緯から石川氏が在城していた天正18（1590）年～慶長18（1613）年の間に属する瓦としていいだろう。

最後に家紋ではないが近世を通じて多く出土する紋として巴紋が挙げられる。今回の調査で出土した巴文瓦は5点で、尾が細長く珠文の多いものは瓦当に砂目が見られ、尾が短く珠文が大きいものは雲母粒が見られる。このような特徴は過去に行われた松本城三の丸跡などの調査で出土した巴文瓦にもみられ、丸瓦、平瓦との変遷と重ねて考えると尾が長く珠文が多いものは水野氏時代以前、尾の短く太いものは戸田氏時代に作られたものであると考えができるではないだろうか。

近世城郭における瓦は丸瓦につけられた紋を見てもわかるように、在城していた城主と密接なかかわりを持つものである。各城主はそれぞれ家紋を持っており、城主が変わるたびに当然の如く瓦の紋も変更されるのであろう。そのためこれまで見てきた瓦の特徴も城主の変更とともに変遷してきた可能性が高い。今回の調査で出土した中では、石川氏、水野氏、戸田氏の家紋が確認されている。そして、桐紋瓦1点のみ出土した石川氏は別として水野氏、戸田氏においてはある程度のまとめが確認されている。

立沢瀧紋を使用する水野氏は17c中葉から18c前半まで在城している。主に本瓦が使用されており、立沢瀧紋の丸瓦、中心に五葉を擁する平瓦が使用されていた。尾が長く珠紋の多い巴紋もこの頃に使用されていたのであろう。また、84年という在城期間の中で一度立沢瀧紋の変更があったことが窺える。

これに対し離れ六つ星紋を家紋とする後期戸田氏は18c前半から明治時代にまで在城している。棟瓦が17c後半に発明されているため、後期戸田氏の頃には本瓦と棟瓦の双方がみられ、離れ六つ星紋の丸瓦、中心が三葉三珠文の平瓦、これらを組み合わせた棟瓦が出土している。巴文は尾が短く珠紋の少ないものが多く見られた。

松本城には他に小笠原氏、松平氏、堀田氏などが入封しているが、総じて在城期間が短く瓦などの出土もないことを考えると、ほぼ水野・後期戸田両氏によって瓦が変遷してきたと考えができる。

3 棟瓦

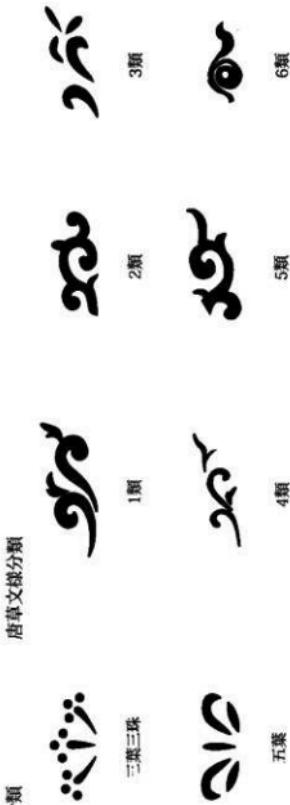
筋模番号	筋模名	筋模寸法	筋模色	筋模形状			筋模寸法	筋模名	筋模寸法	筋模色	筋模形状	筋模寸法	筋模名	筋模寸法	筋模色	筋模形状	筋模寸法	筋模名
				筋模	筋模	筋模												
1	D	75	40	筋模一筋模	筋模二	筋模三	筋模四	筋模五	筋模六	筋模七	筋模八	筋模九	筋模十	筋模十一	筋模十二	筋模十三	筋模十四	筋模十五
2	D	75	41	筋模一~筋模五	筋模六	筋模七	筋模八	筋模九	筋模十	筋模十一	筋模十二	筋模十三	筋模十四	筋模十五	筋模十六	筋模十七	筋模十八	筋模十九
3	D	75	37	筋模一~筋模五	筋模六	筋模七	筋模八	筋模九	筋模十	筋模十一	筋模十二	筋模十三	筋模十四	筋模十五	筋模十六	筋模十七	筋模十八	筋模十九
4	D	75	10	筋模一~筋模五	筋模六	筋模七	筋模八	筋模九	筋模十	筋模十一	筋模十二	筋模十三	筋模十四	筋模十五	筋模十六	筋模十七	筋模十八	筋模十九
5	D	77	54	筋模一~筋模五	筋模六	筋模七	筋模八	筋模九	筋模十	筋模十一	筋模十二	筋模十三	筋模十四	筋模十五	筋模十六	筋模十七	筋模十八	筋模十九
6	D	77	57	筋模一~筋模五	筋模六	筋模七	筋模八	筋模九	筋模十	筋模十一	筋模十二	筋模十三	筋模十四	筋模十五	筋模十六	筋模十七	筋模十八	筋模十九
7	D	77	59	筋模一~筋模五	筋模六	筋模七	筋模八	筋模九	筋模十	筋模十一	筋模十二	筋模十三	筋模十四	筋模十五	筋模十六	筋模十七	筋模十八	筋模十九
8	A	110	17	筋模一~筋模五	筋模六	筋模七	筋模八	筋模九	筋模十	筋模十一	筋模十二	筋模十三	筋模十四	筋模十五	筋模十六	筋模十七	筋模十八	筋模十九

4 施り瓦

筋模番号	筋模名	筋模寸法	筋模形状	筋模形状			筋模寸法	筋模名	筋模寸法	筋模形状	筋模形状	筋模寸法	筋模名
				筋模	筋模	筋模							
46	J	73	24	筋模一	筋模二	筋模三	筋模四	筋模五	筋模六	筋模七	筋模八	筋模九	筋模十

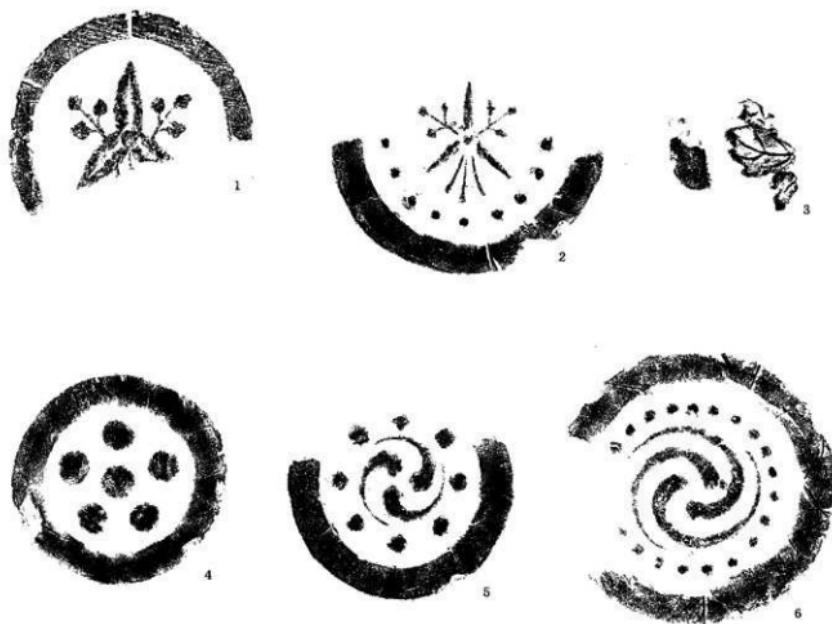
中心文様分類

唐草文様分類

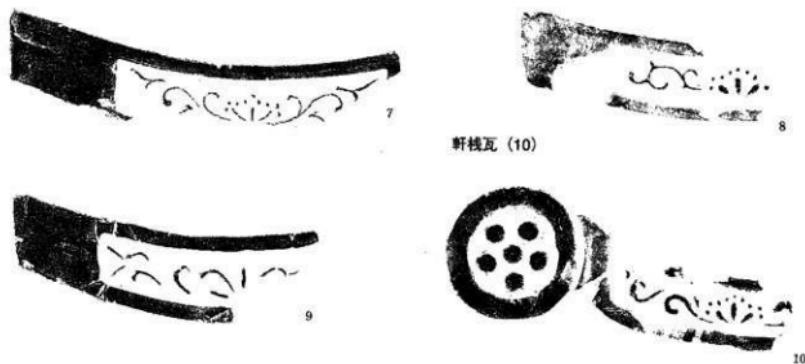


第31図 軒平瓦分類模式図

軒丸瓦 (1~6)



軒平瓦 (7~9)



第32図 瓦

3 金属製品（第33図・第6表）

金属製品は92点出土した。これらの出土地点・器種・寸法等については一覧表を参照されたい。

器種は角釘・丸釘・キセル・玉・銭貨・刀子・鉄滓・その他不明の鉄製品があり、その内30点を図示している。遺物の記載にあたっては図番号を使用しているが、実測図・拓本の掲載ができなかったものについては一覧表中の通番を用いて「No.数字」で記載している。

釘 44点出土している。その内19点を図示した。角釘と丸釘に分けられる。前者は鍛造によるもので、明治以前のものである。丸釘は明治5年に輸入がはじまり、国内で生産が開始されたのは明治30年である⁽¹⁾。昭和24年に工業標準化法が施行された以降、JIS（日本工業規格）の丸釘が生産・使用されている。図示したもの以外で不明としたものには角釘および丸釘の一部と考えられる棒状のものが多数含まれる。

角釘 23点出土している。1は胴部が捻れている。長さ、幅、厚さとともに他と比べて最大である。

角釘の頭部の作りとして、鑿状の工具で打ち込み、平らにして折り曲げる13・15がある。また、基部に鑿状の工具を叩き込み頭部を広げている14がある。

今回出土した角釘はほとんどが曲がった状態で出土している。曲がりの状況は、1・3・6・8は頭部～胴部の部分で湾曲している。4・5・7は頭部から約2.2cm下の胴部の1点で屈曲している。これらはおそらく木材同士を結合させる際に、釘の先端が裏側に突き出ない長さで打ち込みをやめ、残った部分を叩いて曲げた結果と推定される。特に5と7は頭部の形、長さ、折れ曲がりの角度がほぼ同じであることから、同一の材に使用されたものとみられる。湾曲したものは、釘抜きによって湾曲した可能性を考えられる。

丸釘 21点が主に搅乱やトレンチから出土している。頭部に格子目、首部に横線が施されたJIS規格の10・11・12・22・25とJIS規格の印が認められない16・24・29の2種類がある。

キセル 1点出土している。2はキセルのラウに被覆した装飾品で、内部にはラウの木質部（竹）が残存している。材質は銀と推定され、表面に花弁を共有した四弁の花が打ち出しにより描かれ、5個6列の文様となっている。

玉 炮弾（火縄銃）の弾の可能性がある玉が1点出土している。17は表面が白色を呈しており、鉛製と推定される。

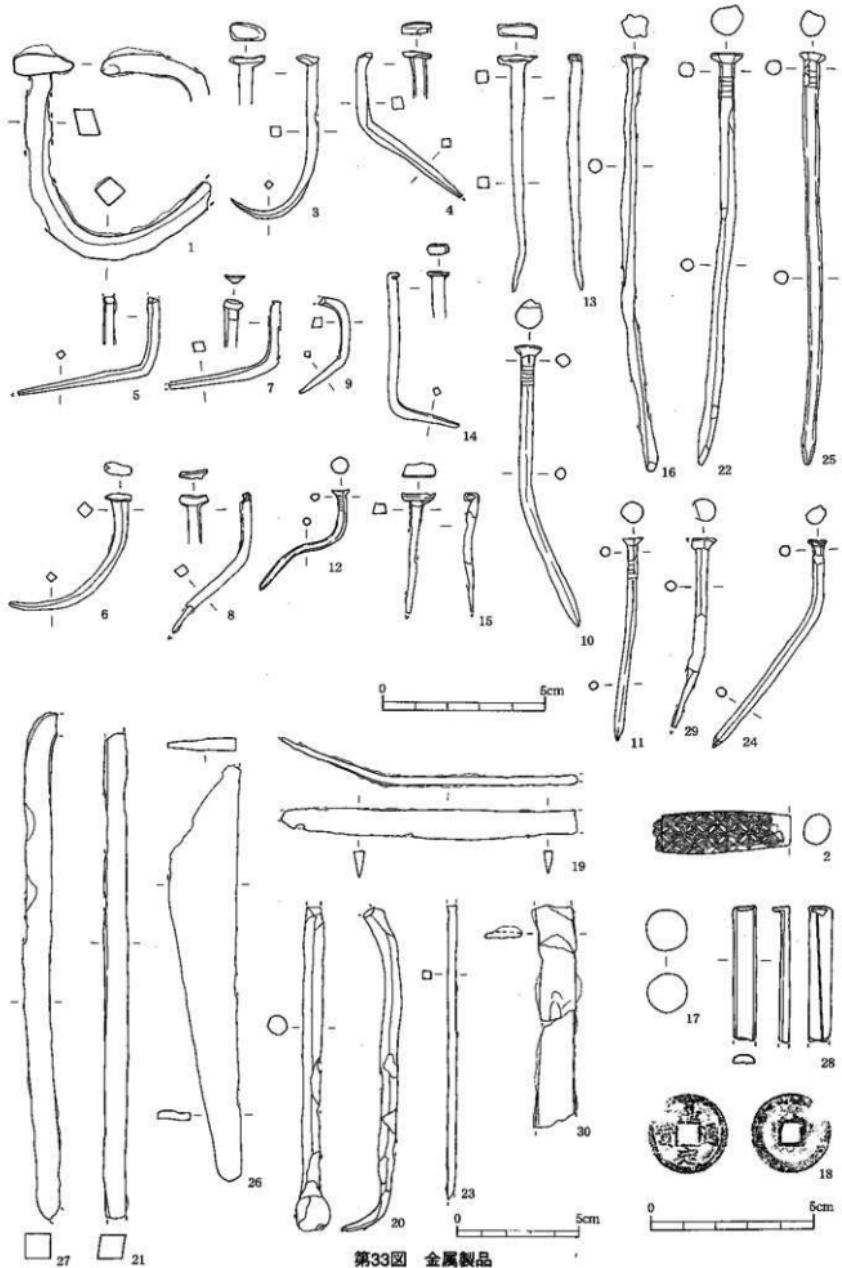
銭貨 3点出土している。18は初鑄1208年の嘉定通寶で、背文字は「六」である。No.46は文字が読み取れず種類が不明である。No.44は銅製の破片で銭貨である可能性が高い。

刀子 19は片側に刃が作られていることから刀子と判断した。茎部は残存せず刃部のみで、刃部幅が約1cmに対し刃部長が12.6cm以上と細身のものである。26は刀の栗尻のような形状を呈しているが、目釘孔がなく、下端に向かって極端に細くなる。30は短冊状の鉄板である。非常に錆びが激しいが、刀子として扱った。錆が落ちて鉄の芯部が露出している。他に図化はできなかったがNo.82～85、89～92も破片になっており錆びも激しいが、刃部の可能性がある。

鉄滓 A区の近代搅乱層（搅乱3）から391.9g、D区の集石1から24.7gの鉄滓が出土している。

その他 20は一端が叩いて薄くのばされ、匙状に加工されている。重量36.7gと重い。匙状の部分を釘の頭部と捉えることもできるが、胴部の形状から角釘とは異なる。21・27は角棒状の製品で、双方とも端部が欠損しており、27は端部が曲げられている。28は鉄の芯に薄い鋼板を巻き付け、片面中央部で合わせている。断面はやや扁平な半円形で、頭部を折り曲げている。23は細い棒状で両端は欠損する。断面は四角形を呈する。

註1 安田工業株式会社のホームページ「釘の歴史」(<http://www.ysd-kk.co.jp/kugihis.html>)



第33図 金属製品

第3節 発掘調査のまとめ

最後に本章のまとめとして、発掘調査で得られた所見を列記しておきたい。

1 土壌跡について

どのトレンチ・調査区においても、明治以後、とりわけ旧裁判所時代の攪乱等により土壌の痕跡は何ら見出すことはできなかった。

2 土壘について

土壠と同様、全調査地点で明治以降の削平により土壘の上部構造は完全に失われていた。

各トレンチで土壘の基底部が残存していることが判明し、下記のとおり基底面での土壘幅員の計測値を得た。これらの位置は概ね絵図から導いた推定位置に近似していた

トレンチ2：8m、トレンチ8：6～8m、トレンチ7：11m内外、トレンチ5：4.8m（残存値）

いずれも土壘は堀を掘削した際の土砂を版築状に突き固めながら積み上げていた。またトレンチ7では堀側法面の中途にテラス状の平坦面を設け、その上に盛土をしている状況が見受けられた。

土壘構築以前の地面はトレンチ2・8で旧地表面と思われる層を確認し、ところによっては起伏に富んでいる。土壘の盛土はそうした起伏を埋め立てながら行われていた。

絵図に見られる土壘内側の石垣の痕跡と考えられる廻木状の木材、裏込め石状の破碎砾（集石）、石列を各所で得た。これらは概ね絵図から推定された位置で検出された。

各トレンチの調査から、堀壁は現在位置よりも2m程度内側であることが判明した。

3 裏御門跡について

A東拡張区において、裏御門跡の追及を行ったが、攪乱により痕跡を見出すことはできなかった。

A区北東隅で検出された礎石が門に関係するものである可能性があるが、判然としなかった。

4 その他の成果について

各トレンチで二の丸御殿側にも厚く整地層が存在することが確かめられた。これらはいくつかの生活面を含み、土壘の改修とともに段階的に整地が行われた可能性がある。

地山面上で確認された土坑・ピットをはじめ、松本城築城以前、16世紀代に遡る遺構・遺物を多く得た。このことは、築城以前、すなわち深志城時代など戦国末期においてこの地が生活舞台であったことを物語っている。これらの遺構・遺物が深志城に関わるものか否か、今後検証していく必要がある。

明治41年、二の丸御殿跡地には松本裁判所・松本区裁判所が置かれ、その庁舎は明治41年の改築を経て昭和53年まで長野地方裁判所松本支部庁舎としてこの地に存在していた（現在、県宝として松本市歴史の里に移築復元）。調査範囲のほぼ全面に及んでいる近代の攪乱は、その大半が旧裁判所時代に形成されたものである。なかでも土坑状の廃棄物処理坑からは、同所で什器として使用されたと思われる多量の茶碗、土瓶等の資料が得られた。特に茶碗類には「松本區裁判所」「松本裁判所」の銘を有するものが多くあった。

第V章 総括

復元された太鼓門拵形とその北方に位置する二の丸東北隅櫓の間の土壘とさらにそこから西側に延びる土壘を復元し、そのうえに狭間付き土塹を復元する。また、東北隅櫓の復元を目指して基礎資料を得るために発掘調査であった。

明治9年「旧二の丸御殿」を庁舎としていた筑摩県庁が全焼し明治11年、旧二の丸御殿跡に松本裁判所が新築され、明治41年に庁舎が改築竣工している。今回の調査に先立ち絵図等による位置の推定が行なわれたが、当初より旧二の丸御殿跡の面は、土壘が削られ煉瓦の塀が築かれたり、東外堀には陸橋が築かれる等、大きな改変があり遺構の残存については良好ではないことが予想された。土壘についてはその高さは検出是不可能であろうが堀側の土坡の発掘によって土壘の版築状の土層の角度を測定し、土壘の幅員（土居敷）を確認し絵図等のデータで補完することにより高さを推定できるのではないかという想定のもとに発掘調査に入った。そして土塹については絵図に記された折れ塀の何らかの痕跡の発見が期待されたのである。

1 土壘の復元に向けて

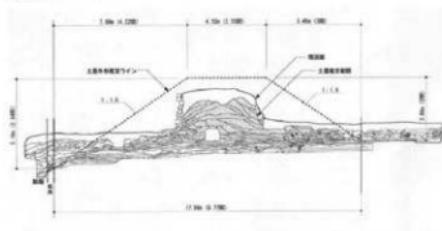
全地点で土壘の上部構造は完全に明治の削平により消失していた。土居敷についてはその基底部において計測値を得ることができ、トレンチ1(T1)で8m、T5で4.8m(残存値)、T7で11m内外と概ね正徳二年頃「信州松本城之図」とびに「享保十二年秋改松本城下絵図」に見られる推定位置に近似する値を得た。また、土壘は堀櫓部から二の丸側に版築状に突き固めて積上げられており土壘の法面の角度を部分的には推定できるトレンチも存在した。74p写真図版3「戸田家寄贈幕末二之丸御殿図」には土壘内側下部は石積となつてあり、5箇所の雁木が見られる。今回の発掘では石垣の痕跡と考えられる胴木状の木材や裏込めの破碎磚、石列が概ね絵図から推定される場所に認められた。

のことから、土壘の幅員については、正徳二年頃「信州松本城之図」や「享保十二年秋改松本城下絵図」に示されたものに近いと思われる。

土壘の高さについては、平成19年2月国史跡に指定された「松本城西総堀土壘」の遺構調査により西総堀土壘の高さが3.64mと推定された。このことは、二の丸土壘の高さ決定の参考になると考える。(右下図参照)

また、残存する北総堀土壘(右下写真)は民有地にあるため未発掘であるが、この土壘は比較的良好に保存されており、二の丸御殿跡の土壘復元の参考資料を得ることが出来ると思われる。

以上の調査結果をもとに「史跡松本城整備研究会」に諮り、文化庁の指導を仰いで土壘復元整備の方法を検討したい。



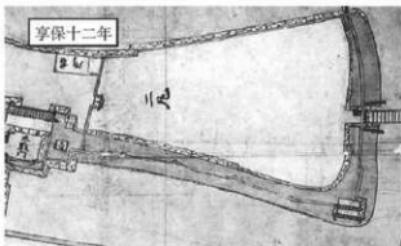
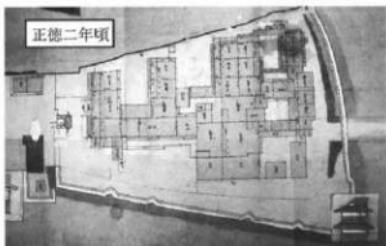
西総堀土壘推定図



北総堀残存土壘

2 土堀の復元について

今回の調査においてはどの調査地区においても土堀の痕跡は発見されなかった。



土堀は上絵図正徳2年頃には4箇所の折れ堀、享保12年にも4箇所が認められ、幕末(74p)には3箇所となっている。また明治初年の様子を描いた「松本城旧景図」(74p)では折れ堀は見られず一直線に土堀が描かれており、年次により堀の形状が変わっていたと推定される。今回の調査により土堀の基礎部分の痕跡は発見されなかったが、なお土堀復元の可能性について検討をすすめたい。

3 裏御門の復元について

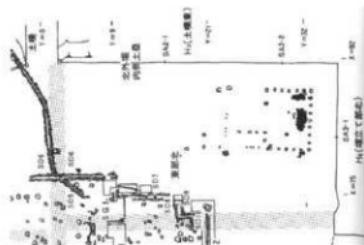
正徳二年頃「信州松本城之図」によれば裏御門は「埋門」で絵図に示されているようにこの部分は石垣が土壘上部まで積まれておりその上面に土堀がのっていた。旧裁判所時代の搅乱により今回、痕跡を見出すことは出来なかっが、本丸埋門の遺構を参考にする等、復元の可能性についてなお、検討をすすめたい。

4 東北隅櫓の復元について

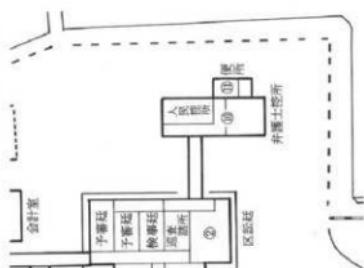
東北隅櫓の礎石群の解釈については発掘調査報告書では最終的に礎石を隅櫓のものとみなしているが、この礎石群は明治11年建設の松本裁判所の建物の礎石とする見解が当初より存在した。それは左下現場写真に見るごとく礎石が裁判所水道管と同じ面に出土しており、むしろこの下に隅櫓の礎石が存在するのではないかという見方で、今回、土壙調査に引き続いだ確認調査の必要があると考える。



東北隅櫓発掘現場写真

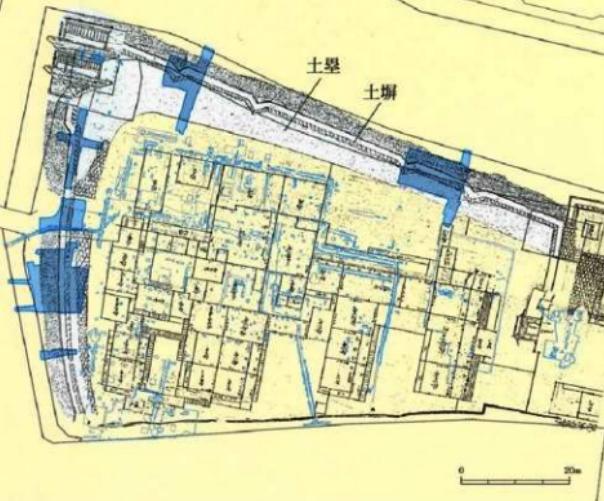


東北隅櫓礎石位置図

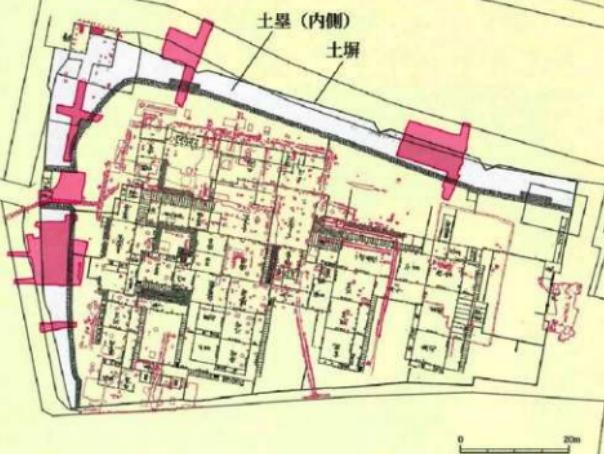


松本裁判所当初建物位置図 (隅櫓の位置)

①『信州松本城之図』(正徳2年・1712頃)と今回の試掘調査地点および二の丸御殿跡遺構全体図

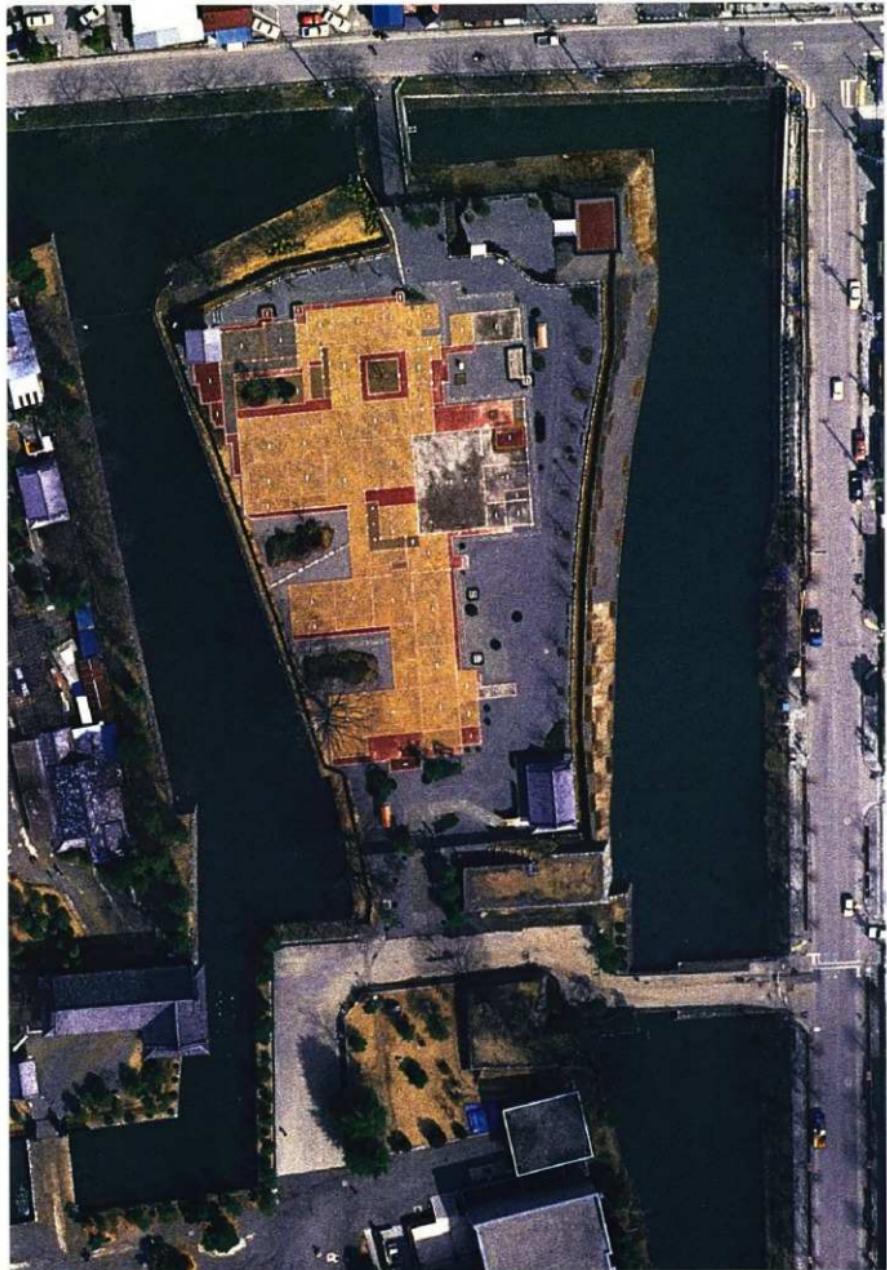


②『戸田家寄贈松本城二之丸御殿図』(幕末)と今回の試掘調査地点および二の丸御殿跡遺構全体図

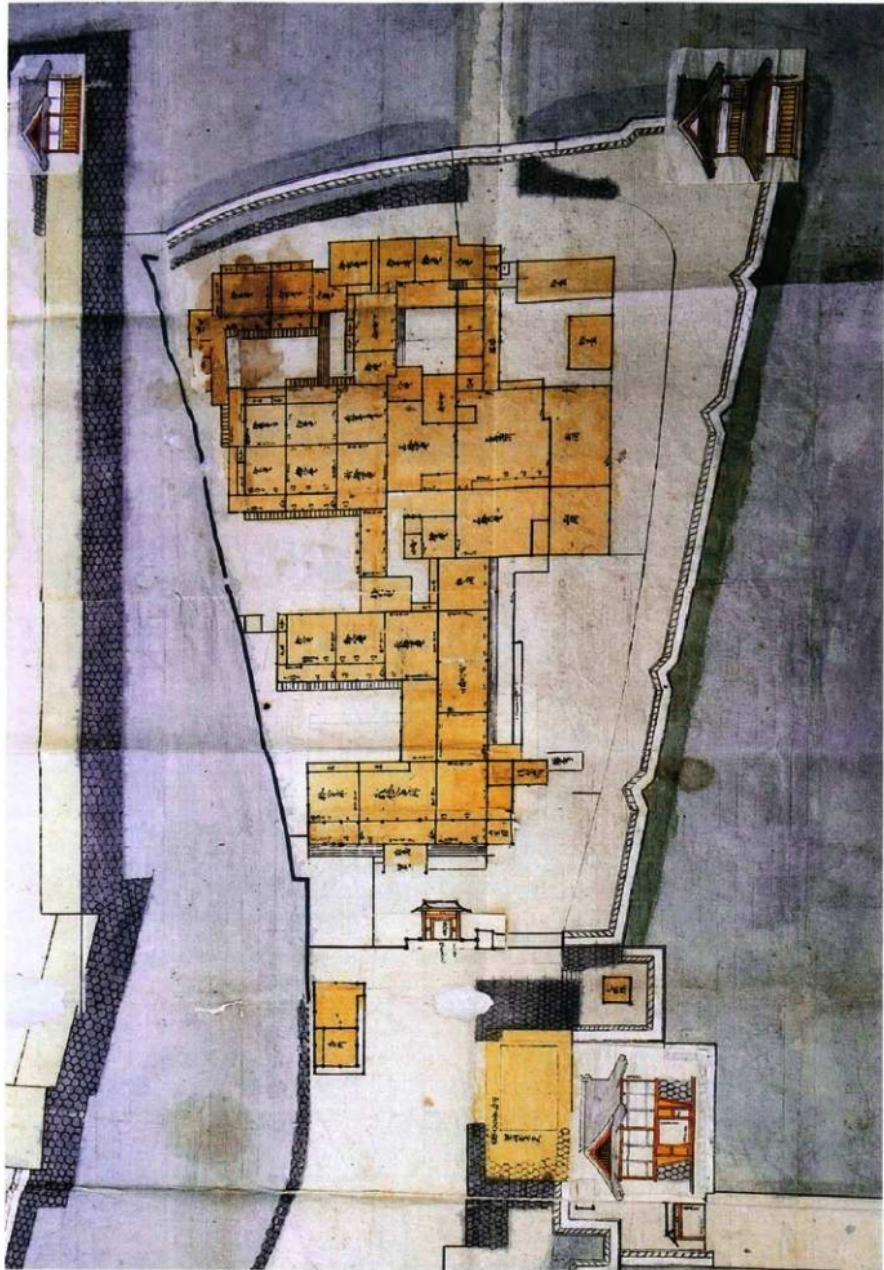


註 本図は二の丸御殿の屋敷割を基準に、絵図、調査跡遺構全体図、都市計画図、調査区配位置を単純に重ね合わせたものである。絵図は誤差・歪みを含んでおり、特に土塁・土堀の位置・寸法等の精度は不明である。従って調査位置と絵図の関係はあくまで目安にすぎない。

第33図 絵図の中の調査位置

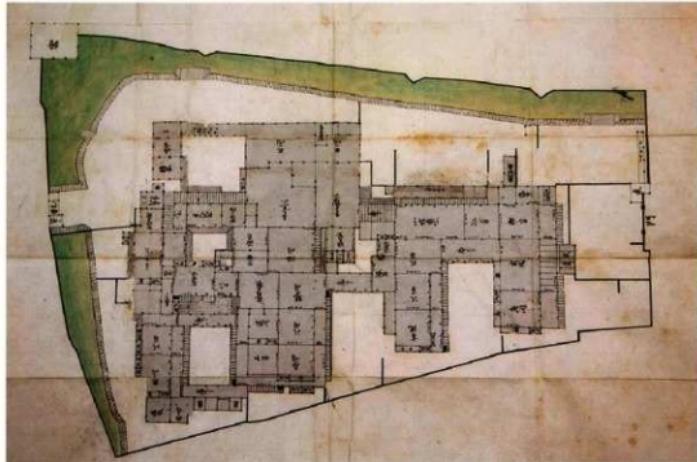


二の丸御殿跡航空写真（二の丸御殿史跡公園整備竣工時・昭和60年）

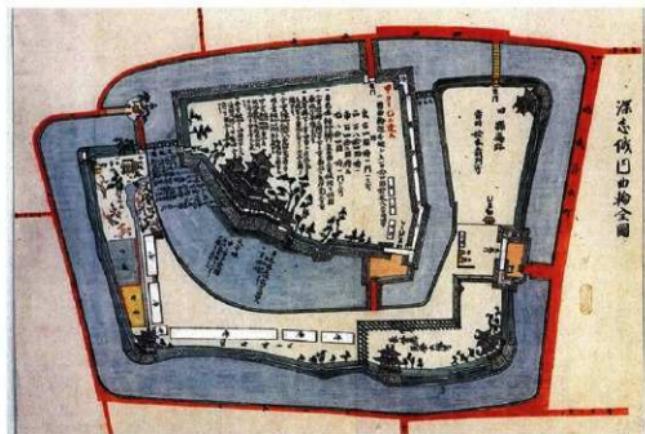


『信州松本城之図』(正徳2年頃)に描かれた二の丸御殿と土塁・土堀

写真図版3



『戸田家寄贈
松本城二之丸御殿図』
に描かれた幕末の
二の丸御殿と土塁・土堀



『深志城内曲輪全図』に描かれた明治初期の二の丸ほか城内の様子



『松本城旧景図』(明治30年・後藤新門画)に描かれた取り壊し前の太鼓門・二の丸の様子



トレンチ1 北部の石列検出状況（南から）



同左 石列付近のトレンチ西壁面土層堆積状況



トレンチ3・4（東から）



トレンチ4 集石遺構（南から）



トレンチ6（西から）



同左（東から）



第2回発掘調査検討会（平成15年4月19日）



同左（松本城黒門研究室にて）

写真図版5



A区（南から）



A東拡張区（南から）



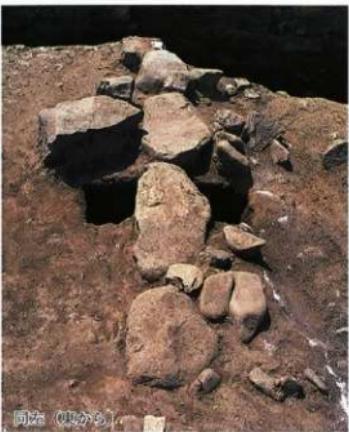
トレンチ2 西壁南部の土層堆積
(地山と二の丸整地土)



トレンチ8 西壁中部の土層堆積
(地山と土墨盛土)



石列1 (A区・南から)



同左 (B区から)



石列2 (トレンチ2・東から)

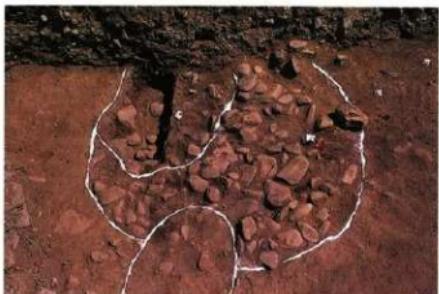
写真図版7



石列3（トレンチ2・北から・左の溝は木質廃）



同左 上部の土壌盛土（東から）



土坑1 検出状況（A区・西から）



同左 埋堆積状況



礎石1（A区・西から）



トレンチ8 堀端の状況（東から・堀埋土の遺物出土状況）



焼土面（A東拡張区・西から）



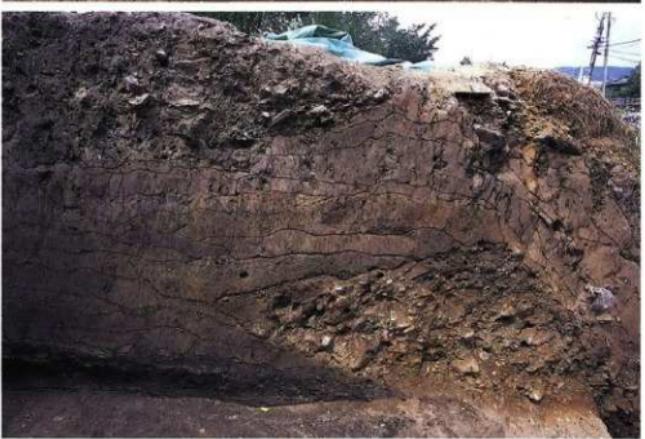
同左 内耳銅出土状況



C区（北から）



トレンチ7 北壁東部の土層堆積
(堀側の土墨盛土)



同上 地山の堆積状況

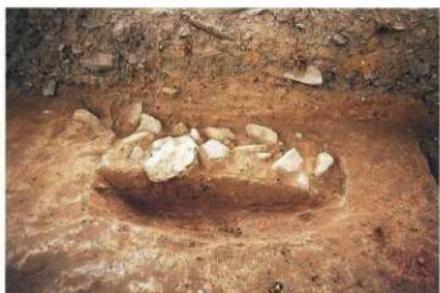
写真図版9



トレンチ7 北壁中部の土層堆積（土墨盛土の状況）



石列・土坑1検出状況（トレンチ7・東から）



土坑1（トレンチ7・東から）



ピット1 断面の状況（トレンチ7）



水道遺構（トレンチ7・東から）



同左 断面の状況（南から）



トレンチ7 近代の擾乱坑（南から）



トレンチ7 遠景（北東から）



D区（北から）



トレンチ5 北壁東部の土層堆積
(堀側の搅乱と土墨盛土)



同上 中部の土層堆積状況
(土墨盛土と西裾部の平石・破碎稟層)

写真図版 11



集石 1・2 (D 区・南から)



集石 1 (北から)



集石 2
(北から・右側に樹木状の木材がある)

史跡松本城二の丸土塙跡発掘調査報告書抄録

ふりがな	ながのけんまつもとしせきまつもとじょうにのまるあとはっくつちょうさほうこくしょ							
書名	長野県松本市史跡松本城二の丸土塙跡発掘調査報告書							
副書名								
巻次								
シリーズ名	松本市文化財調査報告							
シリーズ番号	No.197							
編著者名	青木教司、小山貴広、竹原 学、宮島義和、森 義直							
編集機関	松本市教育委員会							
所在地	〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 (5F) TEL0263-34-3000 (代) (記録・資料保管: 松本市立考古博物館 松本市中山3738番地1 TEL0263-86-4710)							
発行年月日	2008(平成20)年3月31日(平成19年度)							
ふりがな 所収遺跡名	よりがな 所在地	コード 市町村	遺跡 番号	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
まつもとじょう にのまるあと 松本城二の丸跡	長野県 松本市 丸の内 4番1号	20202	494	137度 58分 15秒	36度 14分 20秒	1次: 20021104 ~ 20021204 2次: 20030303 ~ 20030519 3次: 20030818 ~ 20031007 4次: 20041109 ~ 20041205 5次: 20050516 ~ 20051130	332.3m ²	史跡整備事業 (二の丸土塙跡および 東北隅櫓復元整備事業)
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物			特記事項	
松本城二の丸跡	城館跡	戦国～近代	土壘盛土層、礎石、 石列、集石、土坑、 ピット、溝状遺構、 水道遺構、破棄物 処理坑(近代の攪乱)	土器・陶磁器、金属製品、瓦			松本城二の丸東縁～北 縁部における土壘盛土 の基底部を検出した。 また、下層の地山面 では築城以前に遡る遺 構・遺物を得、松本城 築城以前の様子を知る 手がかりを得た。	
要約	<p>松本城二の丸土塙跡の発掘調査は、「松本城および周辺整備計画」に係る二の丸土塙跡および東北隅櫓復元整備事業の一環として、土塙の構造を探る目的で実施した。</p> <p>二の丸御殿跡東側から北側にかけて、8本のトレンチと3か所の面的調査を実施した結果、明治期の削平・攪乱により土壘上部および土塙基礎は完全に破壊され、表土・攪乱層を取り除いた下層に土壘基底部だけが残存していることが判明した。</p> <p>一方、調査トレンチ内では松本城築城以前の遺構・遺物と旧地表面を確認し、深志城が存在した戦国時代末期様相を知る手がかりを得た。</p>							

松本市文化財調査報告書 No.197

長野県松本市

史跡 松本城二の丸土塁跡

-発掘調査報告書-

発行日 平成20年3月31日

発行者 松本市教育委員会

〒390-0874 長野県松本市大手3丁目8番13号(5F)

印刷 精美堂印刷株式会社

松本市農業委員会
長野県松本市
農業委員会
19

松本市教育委員会